

熊本大学法学会発行  
熊本法学 第八十三号（一九九五年六月）抜刷

近世刑事史断章——都市ゲンゲンバツハの文書を中心に——

若曾根 健治

論  
説

近世刑事史断章——都市ゲンゲンバツハの文書を中心に——

若曾根 健治

目 次

一 はじめに

二 文書

三 性的非行、嬰児殺し、魔女

四 盗み、騒動、偽誓、火つけ、誹謗ほか

五 裁判手続き

六 むすび

一 はじめに

ルードルフ・ヒスが一九二〇年中世刑法をめぐる彼の総合的研究の第一巻を世に問うて十年後グスタフ・ラーラー

トブルフはマックス・バッベンハイム教授祝賀論文集に投じた論稿「カロリナにおける略奪」（一九三二）のなかでこう述べた。「刑法史は、たんに刑法規範の歴史たるうとしてはならない。」「刑法の発展は、刑法規範の、弁証法的な自己発展ではなく、むしろ、変転する、犯罪学的状況に添つてゐる。それゆえに、刑法史は、おのずと、犯罪史を含み込んでいる。しかるに、そのような「歴史犯罪学」——わたしは、そういう意味の刑法史学をこう呼びたい——たるや、いまのところは、ほんの萌芽形態でしか存在していない。他方この歴史犯罪学じたい、社会史を背景に置いて初めて可能なのである。」刑法史研究のこの新しい方向はその後、トーマス・ギュルテンベルガーの研究「美術品の偽造——十五世紀初頭から十八世紀末葉にいたる、ある犯罪の生成と鎮圧」（一九四〇）や、タキトウスの時代から十九世紀にいたる諸犯罪の歴史を時代を追つてとりあげたラートブルフ／ハインリヒ・ヴィナーの「犯罪の歴史」（一九五二）によつていつそう進められた。そして一九五六年、カルル・バーダーは、右掲ラートブルフ最後の著書に副題として付されていた「ある歴史犯罪学の試み」に触発されて、歴史犯罪学の可能性を模索した論稿を世に問うた。<sup>(1)</sup>それよりさき一九四二年、ユルテンベルガーは論文「ドイツ刑法史の課題と方法」（一九四二）を発表し、その中でこう述べていた。歴史犯罪学（「犯罪史学」）は、「将来、刑法史学の一つの重要な構成要素へと高められねばならぬ。」その場合、刑法史学は方法的には、十九世紀の「歴史実証主義」を去つて「精神史（Geistesgeschichte）」の立場に基づかねばならない、と說いた。<sup>(2)</sup>ラートブルフも、最初期の監獄における矯正におよばしたカルヴィニズムの影響を論じたことがあつた。<sup>(3)</sup>ただ、こうした精神史的考察がその後も刑法史学において影響力をもつてゐるとは必ずしもいえないようだ。

二 右の論稿でバーダーは、歴史犯罪学は現代犯罪学のなかにどのように組み込むことができるであろうか、もしづみ込もうとするときに、そこにどのような問題が生じるであろうかを問うた。この観点から、現代犯罪学における

三つの考察方法——心理学的、生物学的、社会学的方法——のそれぞれを、犯罪史の素材や現象の考察に適用した場合に、意義ある成果がえられるかどうかを論じた。その結果は思わしくはなかつた。犯罪心理学等々の方法を用いて一定の成果をあげることは、とても期待できない。関係史料が不足しているという資料上の点でも、また現代の諸概念を歴史的事象にあてはめることで満足のいく解説ができるかといふ方法上の点でも、そうなのである。こうして、歴史犯罪学の存在根拠や可能性を問うのに、その方法は、現代の犯罪学者の方法ではなく、史料上の限界は十分承知しつつも、「歴史家の方法によらなければならぬ。」

では、バーダーにとって歴史犯罪学とは、どのような性格の学問なのであらうか。それは「正しく理解するならば、刑法の歴史と比べて、事実研究を意味する。」歴史犯罪学は「ちょうど、現代の犯罪学が今日の刑法学との関係においてそうであるように、ある種の補助科学である。」また補助科学——刑法史研究にとつての——たる歴史犯罪学の課題とは、いつたいなんであろうか。「刑法の歴史をもつてだけでは、今日、もはや十分なことがおこなえないので、疑いがない。われわれはもつと多くのことを知ろうと望んでいる。社会史上の著しい変革が犯罪現象の全体像に影響をおよぼしたかどうかを、知りたく思つ。」つきの「とも課題の一つである。「犯罪と犯罪者とは、時代とともに、どのような変化を見せるのか。諸々のタイプの犯罪と犯罪者とは、どのようにして生じるのか。なかんずく、こうした犯罪現象を、どのような手段——たんに、刑法上のそれとにどまらず——でもつて、たえずコントロールしようと試みられたのだろうか。」このような課題にある歴史犯罪学を、バーダーは「刑法の歴史」と対比させた。では、この「刑法の歴史」とは、なんであろうか。その中心をなすのは端的にいって「刑法規範史」であつた。というわけは、彼はこう述べるからである。「法規資料という史料群は、刑法史研究にとつてはいかに重要なものであれ、歴史犯罪学にとつては、さまざまの点で、実りが少ない。」このようにみると、バーダーは、従来風の、刑法の歴史犯罪学にとつては、さまざまな点で、実りが少ない。

史(へ規範史)の研究を認めつつ、これと並んで、歴史犯罪学(へ事実史)の可能性を模索しようとしたといえる。

三 バーダーは、歴史犯罪学を「刑事科学の一分枝であるとともに法史学の一分枝」と規定づけた。歴史犯罪学が「法史学の一分枝」であるならば、同じことはいつそう「刑法の歴史」についてもあてはまるであろう。では、ともに法史学の一分枝である兩者はいつたいどのような関係にあるのだろうか。バーダーによれば、一方はへ事実、もう一方はへ規範をとりあげ、一方は他方のへ補助科学との関係にあつた。ところで、この場合、補助科学の関係は、既述のように、犯罪学と刑法学の関係、つまり刑法学の補助科学としての犯罪学という位置づけに範がとられていた。しかし、ドイツ——そして、この伝統をうけた日本——において受け継がれてきているこうした位置づけのしかたをそのまま歴史犯罪学と刑法史との関係にあてはめて考えるのは、兩者の関係を正しく捕捉することになるのだろうか。バーダーじしん、歴史犯罪学は現代犯罪学の方法でなく、「歴史家の方法」によらなければならないと強調していたではないだろうか。したがって、この意味では、バーダーが歴史犯罪学を「刑事科学の一分枝」とみるのも、首尾一貫していない。さらに、歴史犯罪学がへ事実をとりあげ、これにたいし刑法史がへ規範をとりあげるといつても、ともに法史学に属するはずの兩者の結論が違つたままであつてよい、というわけはない。

四 となれば、一方が他方の補助科学といったようにとらえるのではなく、できるかぎり歴史犯罪学と刑法史学とをそれぞれの側から接近させ、これによって、法史学が使命としている歴史的、かつ社会的現実の把握ができるようにならなければならない。このところで、わたくしは、バーダーが証書の意義について二つの発言をおこなつていたことに、あらためて注目したい。「犯罪史の事実研究にとって、[法規資料に比べて]はるかに重要な意義をもつのは、現有の証書の類いである。」「刑法史といえども、たんにこうした〔立法〕史料群に依拠するのみならず、これまで以上に数多く、法生活のほかの証拠、たとえば証書などに研究を基づかせることで、よい成果をあげることができる。」

こうして証書史料にもつと目を向けることで、歴史犯罪学と刑法史研究とが双方の側から近づくことができよう。そして、そのさいの方法としては、かつてリュシアン・フェーヴルが「歴史はもともと社会史」と述べたところに目をとめた。ふたたび彼の言葉を使つていえば「いつも社会の枠組の中で把握される人びと」が問題である。これをフェーヴルは裏がわからこういつた。「抽象的な人間と歴史家とは、ほとんど付き合いがない」と。

五 今後における刑法史学もしくは歴史犯罪学<sup>(6)</sup>にはいろいろなありかたがあるであろう。たとえば、バーダーの論稿では考察の対象となつていなかつた、刑罰と社会の関係の問題がある。これについては先駆的仕事の一つにゲオルグ・ルツシェン・オットー・キルヒハイマー「刑罰と社会構造」(一九三九)があげられる。そこでは、ある時代における刑罰方法は人道主義的考慮の、ではなく、ある経済的発展の結果によつていたとみられている。<sup>(7)</sup> 刑罰と重商主義経済、産業革命などとの関係は、今後いつそう重要な課題となろう。卑近な一例でいえば、死刑執行の頻度とコストとの関係問題がある。ドイツはフランケンにおいて十八世紀の末葉、死刑が事实上廢止されたのは人道主義的な配慮なんぞにあつたのではなく、処刑をおこなうに要した、決して少額ならぬ経費の問題があつた。<sup>(8)</sup>

また、フランス史に始まつてすでに二十年ほど以上も前から、社会の「周縁状態 (marginalität)<sup>(9)</sup>」・「周縁化 (Marginalisierung)<sup>(10)</sup>」の問題が提起されてきており、わが国でも研究が重ねられている。<sup>(11)</sup> そこでたちいつて考察の対象となつてゐるのは浮浪ということである。浮浪の問題じたいは、もちろん、これまでも注意が払われてきた。たとえば、ラートブルフは、ひろく放浪者 Fahrendes Volk の名のもとに、被追放者、楽師、乞食、放浪学生、ユダヤ人、ジプシー、職人、ランツクネヒト、女流浪者、いかさま師、ラント平和撲滅者 Landzwinger (バンベルゲンシス第一五三条、カロリナ第一二八条)、に並べて、浮浪者 Vaganten とりあげていた。<sup>(12)</sup> しかるに新しい研究は、浮浪の状態を、それじたいとしてよりも、むしろ定住者の世界との関わり (「排除は絶縁を意味しない。」) から、社会の全体的——言い換えれ

説ば、相互関連的——把握という問題関心から考察しようとする。」した社会の底辺にあつた人びとの問題についてはドイツでも関心が懷かれ、「十八世紀は、また、乞食とペテン師の時代である」と述べるエルンスト・ショーベルトの、フランケンに関する大部の研究があらわれた。<sup>(13)</sup>

六 こうした諸成果に学びつつわたくしは、いわゆる抽象的ないかたではあるが、社会の枠組みのなかで生きる人びとの把握<sup>✓</sup>という観点から、「犯罪史」のみならず刑罰や執行、犯罪鎮圧の方法を含めてひろく刑事史に目を注ぐ」とて、今後、刑法史の研究に寄与していくべきだ」と思う。(また証書と並んで同様に膨大な数量にある規範的資料をとりあげるときでも、社会の枠組みの問題と繋がりをもたせていかなくてはならないであろう) 本稿では、そのおおやかな一つを、十六世紀から十七世紀にかけて、しかもそのうちのいく短い時期についてドイツを舞台に、若干の文書を用いてかりに<sup>○</sup>して提示<sup>○</sup>してみたい。利用する文書については、それに因る本稿の問題関心とにつじては、以下で節を改めて述べたい。

### 注

- (一) Karl S. Bader, Aufgaben, Methoden und Grenzen einer Historischen Kriminologie, in : Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht, 71. Jg., 1956, 17-31. 以上は「カール・S・バーダー『歴史犯罪学の課題、方法および限界』」(熊本法学)八二(一九九五)一三三頁以下の「証者あとがき」を参照された。以下本文でバーダーの所論をとりあげるが、このお引用箇所は示さない。短い論文なので、拙説を参考願えればよいと思ふ。

- なお、この「証者あとがき」に書かれなかった「のがめのド」の部分は、本文の1項だけつけ加えておきた。一つが、K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte 2 (1250-1650), 1973, 212-215 ("Historische Kriminologie") の所論である。クンツハルゼン、ベーナーの誤解は「私がこの機会に考へておいたる」が點で、中世纪末よりの歴史犯罪学

の可能性あり、とみてふる。」の点では、わたくしと同様に考えてゐるようだ。わう一つは、「訛者あひがき」ではシラーやクライスト、フォイエルバッハの作品をあげたが、犯罪文学、もしくは犯罪記録文学は犯罪と人間、社会、時代を考える上で看過できない。「ハハハ」と一端をあげれば、エラリー・クaine編「犯罪文学傑作選」（一九七七・創元推理文庫）や、わが国では大岡昇平『無罪』（一九八五・新潮文庫）、加賀江彦『犯罪』（一九八四・河出文庫）、井上ひるじ『犯罪調書』（一九八四・集英社文庫）、佐木隆三『復讐するは我にあり』上・下（一九八五／八六・講談社文庫）、小酒井不木『犯罪文学研究』（一九九一・国書刊行会）などがある。また関連で、刑吏を書いた、網野謙綱『斬（かぶ）』（一九八八・文春文庫）が参照される。

(c) Th. Wirthenbierg, Aufgabe und Wege der deutschen Strafrechtsgeschichte, in : Deutsche Rechtswissenschaft Bd. 7, 1942, 118 f., 116-117.

(c) G. Radbruch, Die ersten Zuchthäuser und ihr geistesgeschichtlicher Hintergrund, in : ders., *Elegantiae iuris criminalis*, 2. Aufl., Basel 1950, 116-129. Vgl. E. Schmidt, Neue Forschungen über den Ursprung der modernen Freiheitsstrafe, in : Schweiz. Zeitschrift f. Strafrecht, 62, 1947, 174 f.

(c) 藤本哲也『犯罪学緒論』（一九八四・成文堂）1巻1頁234。

(c) 以上のフューゲルの発言は、長谷川輝夫訳『歴史のための闘』（一九七七・創文社）118、119頁、および1回敬訳『ハハハス・ルネサンスの文明』（一九八一・創文社）119頁。フューゲルの方法についてやつあたり、1高宗之「歴史的思考とその位相」福井芳男ほか編『フランス文学講座 五 思想』（一九七七・大修館書店）四三1頁以下、ジャック・ルカフほか（11高宗之譯）『歴史・文化・表象 アナール派と歴史人類学』（一九九一・岩波書店）111七頁以下。

(c) <歴史犯罪学 historische Kriminologie>の名前を冠した仕事をして氣でいたもの。H. Bettenhäuser, Ritter- und Gauernberbanden in Hessen. Ein Beitrag zum Versuch einer historischen Kriminologie Hessens, in : Zeit-

- schrift des Vereins für hessische Geschichte und Landeskunde, 75/76, 1964/65, 275-348 (筆者未観) ; M. Schubler, Vergleich von Theorien der historischen Kriminologie zum Verbrechensanstieg und zum hohen Niveau der Verbrechensrate im England des 13. und 14. Jahrhunderts, in : Monatsschrift f. Kriminologie u. Strafrechtsreform, 71, 1988, 246-254 を参照。
- (1-) G. Rusche / O. Kirchheimer, Punishment and Social Structure, New York 1939/1968, 24. 1) は「罪罰の社会構成」(法務資料)の翻訳 [後注2] の S. 290 を参照。
- (2) 遠山ひづる著「九四六」による翻訳を参照。
- (3) B. Geremek, Criminalité, vagabondage, Paupérisme : La Marginalité à l'aube des temps modernes, in : Revue d'histoire moderne et contemporaine, t. 21, 1974, 337-375.
- (4) F. Graus, Randgruppen der städtischen Gesellschaft im Spätmittelalter, in : Zeitschrift für Historische Forschung, 8, 1981, 385-437. cf. W. Hartung, (gesellschaftliche Randgruppen im Spätmittelalter, in : B. Kirchgässer / F. Reuter, Städtische Randgruppen und Minderheiten, 1986, 49-114.
- (5) 千葉治男「現代フランス史学の一動向——周縁性の歴史学——」『生江義男先生還暦記念歴史論集』(一九七八) 117頁以下、志垣嘉夫編「近世ヨーロッパ西洋史図」(一九八〇・有斐閣新書) 110-1頁以下、志垣嘉夫「忘れがれた世界の復原——絶対王権と周縁性的人間の交差から——」「歴史と地理」110(一九八一) 1頁以下、藤川徹「中世末期西ヨーロッペにおける浮浪行為と不労働の抑圧について(試論)」「上智史学」11(一九八五) 四十二頁以下、千葉治男「ヨーロッパ近世の貧民」「中世史講座」中世の民衆運動(一九八五・学生社) 116-1頁、千葉治男「義賊マハムハマ」(著述)と近世フランス社会(一九八七・平凡社) 1-78頁以下、木村尚三郎／志垣嘉夫編「概説フランス史 社会と文化の理解のために」(一九九一・有斐閣選書) 1-11頁以下、千葉治男「近世フランスにおける自由」仲手川良雄編著「ヨーロッパ的自由の歴史」(一九九二・南窓社) 1-98頁以下、藤田幸一郎「手工業の名著と通産職人」(一九九四・

未来社) 六十頁以上、など。

(2) G. Radbruch / H. Gwinner, Geschichte des Verbrechens. Versuch einer Historischen Kriminologie, Stuttgart 1951, 84-100.

(3) 千葉治男前掲書〔前注1〕一八八頁<sup>o</sup>回「近世フランスにおける自由」〔前注1〕一九九頁も参照。また、A・シムホール(池田健二訳)『ヨーロッパ中世社会史事典』(一九九一・藤原書店)一六七頁下段(「締め出しへ寄せ」)を参考<sup>o</sup>。

(2) E. Schubert, Arme Leute. Bettler und Gauner im Franken des 18. Jahrhunderts, Neustadt a. d. Aisch 1983.

## 二 文 番

やかつて一九一〇年代刑事法関係のある雑誌に、帝国都市ゲンゲンバッハに関する一連の文書史料が、当時の都市の刑事立法史の研究に携わっていたコンスタンツ在住の法学ピクトル受験資格者カルル＝ヘリンガーの手によりて一回にわたり公表されたことがあった。その一つは、「ゲンゲンバッハにおけるカロリナ」(一九一<sup>(12)</sup>)の表題のもとにカールスルーエの国立文書館所蔵の文書十九点(以下、引用においては一一として当該掲載雑誌の頁数を付する)であり、もう一つは「ゲンゲンバッハの復讐断念誓約帳簿から——ゲンゲンバッハにおけるカロリナ——」(一九一<sup>(13)</sup>七)として六点(所蔵場所についてはとくに言及はない。同じく一として頁数を付する)であった。それは、ゲンゲンバッハ市から発行された復讐断念(ウアフェーデ)誓約証書、および犯罪調書であり、年代的にいえば一五九八年から一六三一年(一)、および一五四七年から一五五一年(II)の、あわせて三十七年を、のあいだのものである。このうち前

説者（一）十九点の文書については「一五九八年から一六二二年にいたる都市ゲンゲンバッハの復讐断念および証書帳簿 *Urhfecht und Vergleichbuch der Stadt Gengenbach de anniis 1598-1612*」かふ」と副題が付されているが、後者論（II）六点の文書については、右のように表題そのものに「ゲンゲンバッハの復讐断念誓約帳簿 *Urhfehleblicher karl*」とみえるだけである。以上から推測すると、二十五点の文書は、ゲンゲンバッハ市によって当時編成されていた復讐断念誓約のへ帳簿（-）の中から、ヘリンガーが適宜取捨選択して印刷公表したもののような印象をうける。

この点の問題に関しては、本節後述であらためてとりあげることにしたい。

八 これら二十五点の文書史料をどのようにわけで公表したのかについては、ヘリンガーは何も述べていない――およそ、彼は、解説等はいつせいおこなわず、文書のみ公表しただけであつた――。とはいものの、その目的とするところは表題からおおかたは推測できよう。それは、一五三二年のカルル五世刑事裁判令の公布以後、ドイツの諸領邦の刑事司法がこの《成文皇帝法》にどのような反応を示したのか、の問題の討究に、一帝国都市における関係文書の発掘を通して寄与せんとしたことについた。およそ、個々の領邦、都市ごとに区々異なるをえないであろう、カロリナの影響をめぐる問題は、これはこれで一つの重要な論題となるが、（-）はそれに論及する場ではない。

ただ二、三付記すれば、この論題については、ゲンゲンバッハ近郊の帝国都市、オツフエンブルクと、ツェルニアム・ハルメルスバッハ――以上の三都市は一五七五年以来、共同して一人の使者を帝国議会に送つたほど、それぞれ小さな町だった――について、ヨーゼフ・コーラーの、同じように文書史料の発掘を中心とした小稿（一九一）がある。コーラーによれば、これら三都市はカロリナを範としていた。ゲンゲンバッハなどは一八〇三年バーデン大公国に併合されるにあたつて、そのことを宣言したほどであった、といふ。しかし、事實上も、宣言通りであったかは、とうぜん別問題である。一般に都市は帝国刑事法の受容にはきわめて消極的であった。ベンベルク刑事裁判令の

生成に指導力を行使しカロリナ起草の一過程でも力を貸したヨハンニフオンニシユヴァルツエンベルクが「都市」という都市の敵 (ein Feind aller Statt) と当時 (一五二三年五月十六日ニュルンベルクにおいて) 反撥を買つて <sup>(19)</sup>いた。さらに、三十年間魔女旋風に荒れたオツフェンブルクについてバッシュビツツの報告を読むとき、ますますその感を深くするともあれ、少なくともゲンゲンバッハの二十五の文書には、カロリナに依つた刑事司法に基づくことが、なかんずく刑罰法について、表明されていた。

また、バーダーは一九六七年、これら三帝国都市を含んで小邦群在する西南ドイツにおける一領邦、三十年戦争時代のラントグラーフシャフト・ハイリゲンベルクを対象とした、刑法史の一論稿を発表したが、このなかでつぎのように指摘していた。カロリナは中世後期と近世初期とを画する、いわば分水嶺といった重要な分岐点にたつていたがために——カロリナには、かの有名な留保条項が設けられていたにもかかわらず——刑法史家のあいだには、カロリナの影響を過大評価するという傾向があつた。しかし、「カロリナと並びつ、また、カロリナの下位にあつて、ほとんど踏み分けて進むことのできぬほどの、諸々の慣習、風習、惡習の、厚い層がだれはばかることなく根をおろしていった」のであって、このことに注意しなければならない<sup>(20)</sup>。

最後に、十六世紀後期から十七世紀三十年代にいたる大公領ブラウンシュヴァイク・ヴォルフエンビュッテルの刑事司法をとりあげたゲルハルト・ショルマンによれば、一五六八年ハインリヒ若年公は同領国にカロリナを導入した。このときにいたるまで当大公領には(なんらの確かな規則あるいは法はなかつた。)他方カロリナ導入によつて、実務の次元においては、あい矛盾する慣行、途方に暮れた判決発見人の姿がさらけだされ、著しい悪弊が浮き彫りにされざるをえなかつた。<sup>(21)</sup> ショルマンは、十六、十七世紀のほとんどの領邦の刑事司法はカロリナに依拠していくとみてゐる。これにはとうぜん異論も予想されるであろう。いずれにせよ、個々の領邦や都市ごとに相違は大きく問題は複

雜である。領邦と都市とのあいだでもすでに、それぞれの権力形成における複合性、一元性の関係で事情は異なつてゐた。こうして、カロリナの影響をめぐつては、さまざまな要素——上級裁判所、下級裁判所それにおける刑事慣行・実務の定着度いかんの問題のみならず、社会的次元における、学問・学識法の浸透度いかん、さらに等族諸身分の勢力、官僚の志向、権力形成の進行度いかんといった——を十分考察に加えるだけの慎重さが、今日求められてきている。

九 ヘリンガーが公表掲載し、いまここでさしあたり、右のように「復讐断念誓約証書」、「犯罪調書」と呼んだ文書は、じつは、それたんに誓約、そして犯罪を記録するにとどまらない。誓約証書は非行の態様や復讐断念の誓約に至つた経緯、この誓約を破つたときの効果、裁判の態様などを記している。また、犯罪調書二点（一五四七年三月二十二日づけ、一五五一年「月日不詳」づけ）は、恩赦がなくて、したがつて復讐断念の誓約を交わすまでもなく、非行者が現実に死刑に処された事件を書き記し、取り調べや判決の内容、処刑のありさまにも言い及んでいる。いずれも非行事件の経過を記述しており、述べられている内容の上では、二つの範疇の文書は重なるところが大きい。ただ、被処刑者本人は死刑に処されても、家族親族がいるとき、これらによる復讐がたぶん起こりうるはずである。エマニュエル・ル・アーラ・デュリ<sup>(13)</sup>が十四世紀ピレネー、サバルテス地方について「何か重大な局面が生じると家を基盤とする道徳が代償を要求し復讐にかりたてた」と述べたような、またホイジンガ<sup>(14)</sup>が十四、十五世紀フランス、ネーデルラントについて「正義感は、四のうち三までは、まだ異教ふうの感情であつた。復讐欲だつた」と書いた復讐が。併しに、誓約証書はつねにこのことに言及している。誓約者本人は申すまでもなく、誓約者の家族親族にも復讐はおこなわせない、と。これに類する文言は、しかし、犯罪調書には見いだされない。

ここで付言しておくが、誓約証書にいれた二十三点のうち、一六〇二年一月二十三日（一八三・八）、一六一七年十一

田11十七田(1-90-91)、16(一六年九月)1111日(1-93)、16(11年1月10日(1-94))つけの四証書には、『復讐をおこなわぬ、mit zu rechen; nimmer zu rechen; nicht anden, wenn noch rechen』といつた復讐放棄が誓われたことを示唆する痕跡すらみられない。たとえば一六一七年三月一日づけの証書(1-90)にこう、『わたくしが捕らえられたことをシユルトハイス〔都市裁判所裁判長〕にたいして[我々 meine Gefangenschaft gegen Herren Schultheiss etc.]とか一五四七年十一月1111日(II 353)や一五四九年九月1111日(II 353-54)の証書にある、『そうした、投獄および処罰云々を誓つた geschworen, suche gevenkunis und Straff etc.』とか、一六一1111年十一月十五日の証書(1-92-93)中に見える、『ウアフェーデ誓約破約者として als ein meyneidiger Umpfahdwicker 処罰される』といった、痕跡である。したがい、その意味では四証書は犯罪調書のなかに入れてよいのかもしれない。しかし、現実に復讐放棄が誓われたのに、そのことが文言に書かれなかつただけだ、と思われる。四証書では、ほかの十九点の誓約証書におけると同様、非行者は恩赦によつて釈放され生命をえた上で追放に処されていた。」のことからいつて、おそらく、釈放のときに現実問題としては復讐断念の誓約がなされたものであろう。

十 復讐断念の誓約証書であれ、犯罪調書であれ、当該時代に実際に起きた、ゲンゲンバッハ市にかかる数々の非行があるて、詳細に、具体的に述べられている。もちろん、ここに見いだされる事件なるものがはたして「生の事実」を伝えているかどうかは、問題である。フェーヴルは「我々がその前にうやうやしく頭を下げるよう促されているあの事実なるものは、すべて抽象されたもの」と述べ、ホイジンガも「一つの過ぎ去つた現実つまり抽象化された現実」と語つた意味において、まずそつである。おらにそのうえ、文書は、後述するように、都市参事会書記の手になつた。たとえ、体裁は第一人称をもつてたとえば「わたくし、ヴァルト出身、フェーレンバッハのヤーコブ=マ

ルクは、これ[当該文書]をもつて、公けに告白し、「この文書を読む」すべての人びとに、告げるゝ云々（一五九八年六月二十八日「一 28-29」と書き出されていても、である。その時代に、どれほどの人が文章を書きえたことであろうか。署名すらもなしえなかつた人びとがどれほど多きいたことであろうか。<sup>(26)</sup> というわけで、非行者を官憲の目でみるとなれば、抽象化というほかにも、そこには、事実を記載するうえでそれなりの限界は存していただろう。もちろん、片田舎の市民とても「物語の才に恵まれていた」という証拠を少々発見できる<sup>(27)</sup> かもしない。そしてそれが文書にも影を落としていたかもしれない。十六世紀フランスの恩赦嘆願書に読むものとはほど遠かろうが、後述第五節でとりあげる一六〇四年三月九日づけ証書（七十四）に知られるウルスラの魔女事件では、それがわずかに見いだせるかもしない。され、それらのことは承知しつつも、本稿では、ゲンゲンバッハの文書を、ときには他の地域の事例と比較、関係させつつ、一つひとつ丁寧に読みますみたい。

へ新しい歴史学の立場からいうと、これはジャック・ルゴフの一九七六年の発言「歴史家の実際の仕事を見ておられますと、文書主義というものが依然として強く残つてゐる」に、強調され、「文書資料というものは、社会のある一部についての情報をもたらすに過ぎず、従つてしばしば誤ったイメージを生み出すもの」と警告の発せられてゐる、文書主義ではある。誤ったイメージを生み出すかもしれないが、にもかかわらずできるかぎり用心しつつ、下記にも書くように、さあたつて、この、悪評たかい、文書主義の立場に立たざるをえない。

十一 とくにゲンゲンバッハを選んだのは、わたくしがかねてから復讐放棄の誓約問題に関心を懷いていたため、それに添つてたまたま格好の文書を探しあてたという、これまた、文書上の事情によつている。これら文書が書きあらわされた時代のゲンゲンバッハは、カトリックの都市であつた。一五二五年にいつたんはオツフェンブルクとともに改革派に移行した。今日遺つている「市章で飾られた、一五四五年の、福音主義の教理問答書は、ゲンゲンバッハ

市が倦まず弛まずルターの教えを守っていたことを示している。」当市は、シュトラースブルクの宗教改革者マルティン＝ブツァー Bucer (一四九一—一五五一) の影響下にあつたともいわれる。古くからの帝国修道院 (八二〇年) 以来——の傍らにあつた定住者が一二三〇年には都市法を修道院長から授けられた——をすら改革派に従わせようとしたほどであった。修道院長たちは当時これに抵抗した。一五四七年に、教区つき司祭コルネリウス・エーゼルスベルガーはゲンゲンバッハ市をふたたび旧教に引き戻した。オツフエンブルクはすでに一五三〇年対抗宗教改革を実施していた。<sup>(4)</sup> こうしたバーデン、「オルテナウとよばれるぶどうやくだものに恵まれた美しい地方に横たわって」いた一小都の眼を通して、近世初期の刑事史の一断面がとりだせないものかと思うのである。

この刑事史はどうせん、古く中世から繋がつてきていいよう。小都ならばそのていどは大きい。しかし、それとともに、新しい時代の息吹きがそこここに感じられよう。ただ、ごくごくわずかの数の文書、復讐の放棄といった限られた内容の文書、カロリナの適用に言及しているかぎりで収集された文書、と、二重三重もの制約下にある、情報量のさほど多くない、しかも断簡である、といったこれらの記録でもつて、当該時代の犯罪史、刑事史をたとえその一断面であれ、どのていど明らかにできるかは、少なからず疑問となろう。とはいえ、これまで規範的史料に多く頼つてきて、現実の非行事件を述べる適切な史料をもたないわたくしは、さしあたって、そういった文書に頼らざるをえない<sup>(5)</sup>のである。

十二 次節以下本論に移るに先立つて、ここで、文書に関わる問題——この問題については、本論でも一部述べるところがあるが——を、いささか推測に頼りつつではあるが、とくに、ゲンゲンバッハにおけるへ文書と帳簿の関係を中心みておきたい。

さて、犯罪調査は被処刑者を第三人称にして書き出されている。たとえば〈以下のことが「この文書を読む」すべて

の人びとに知らされ、告げられる。兵士、パツサウのハンスは、当局に「逮捕の」行動をおこさせるほどれづきとした理由で *uns benagenden verhältnissen insachen* デンゲンバッハ市の名譽ある参事会の牢に *in eines verunreinigen Raths der Stadt Gengenbach gefestigktes* つながれた、すなわち) 云々 (一五四七年三月二十一日 [H. 351-52] づけ) のよつに。これにたいて、復讐断念の誓約証書には、誓約者をして書き出す——その冒頭文言は、犯罪調書におけると同じもの——形式 (六点) の他に、すでに右で一例を示したように、誓約者みずからが語る一人称の形式 (十七点) があつた。こゝで注目しておきたいのは、上述にも触れたように、これらいずれの形式の文書であれ、その内容が相当に詳しい。では、これらの文書は——一見そうした印象をうけるが——復讐放棄を誓った諸証書を収めた、ゲンゲンバッハ市の帳簿中に、登録されていた諸文書から編者ヘリンガーが適宜取捨選択して、われわれに公表、紹介したものなのであろうか。

十三 こういった問題がおこるゆえんは、帳簿というもののイメージにある。こゝで帳簿のイメージをえるのに、他の都市の例を、こゝ一斑ではあるがとりあげたい。一五六二年から一六九六年にかけてフランクフルト＝アム＝マインで執行された刑罰を登録した「刑罰帳 Strafregister」の中の一葉を、カルル・エルンスト＝マインハルトはその編著<sup>(3)</sup>「帝国都市フランクフルトの刑事事件」(一九六四) の中に写真版にして挿しこんでいる。そのおかげで、わたしたちはその葉に記録されていた四つの事件を、しかも手書き体で読むことができる。そこであげられていた事件とは、クラインヴァルシュタットのハンス＝シュタインがユダヤ人にたいしておこなつた重傷害 (一六一〇年七月二十六日)、シュパイラー司教領聖レオン出身のウェンデル＝シュライナーによる馬二頭の盗み (同八月十一日)、クリストン＝ヴァーバー (ヴィルシュタット出身) が犯した数々の窃盜 (同八月十七日)、妻帯しているにもかかわらず未婚の娘と若い交わした、市民で日雇い *taglehrner* アンドレアス＝レンナーの事件 (一六一一年二月二十三日)、である。そのうち、

（綱で生から死へと刑に処せられた）クリストマン・リューエーバーの事件を除いて、有罪者は、それぞれ、追放、鉄製首枷をつけて晒されたうえで追放、鞭打たれたあとで追放、に処せられていた。これら四つの事件を登録した記事は長いもので十一行短いもので七行であり、非行者の名、非行の態様、処罰の内容、それに法学識者や弁護士による鑑定があつた（四事件のうち二事件について存した）ときはその旨、が簡略に記された。そして——これがいかにも帳簿らしいところであるが——四つのそれぞれの記事には、それぞれの記事の左側中央に、見出し語、見出し図による標識が付せられていた。第一、第二の事件の記事には、それぞれ〈都市退去の誓約をおこなつた Stadt Verschworen〉、〈鉄製首枷 Hals Fess〉と符牒がつけられていた。第三、第四の事件には特徴的なことに挿絵が描かれており、前者については、吊るし首台（普通、絞首台といわれてきている）と、そこにぶら下がつてゐる人間とおぼしきものの図が、後者には、鞭——小枝を、あたかも柄の短い竹箒のように仕立て上げたもの——の絵が付せられていた。とくに見出し図は、ニュルンベルクの各種帳簿 (Achtbücher [訊問調書抜き書き簿], Halsgerichtsbücher [死刑判決とその執行の記録簿]) についても、斬首にあつた罪人の首とか、吊るし首台とかの図によつて知られる。<sup>(32)</sup> さらに一例として、ケルンの塔牢獄調書の欄外にも挿絵が書記によつて描かれた。そこには、それぞれの事件について、たとえば枝鞭、吊るし首台と十字架、三人の罪人が吊るされている吊るし首台、車と斧と剣、さらに柱の刑具、また蠟燭と石——姦通男女は石を首に下げ蠟燭とをもつて道を歩む恥辱刑に処せられた——の図をみることができる。各種の見出し図によつて、後日司直が帳簿を繰るときに、たやすく事件を見つけだすことができたであろう。右述フランクフルトの第一、二、三の事件では、被処刑者の名前が大文字で記されていて、これも、そういった索引的役割を担つてゐたと思われる。

帳簿について、もう一つ例をあげれば、一五九四年十月十一日にネルトリングデン市牢から釈放された、同市の旅館主の妻マリア・ホルにかかる魔女事件では、マリアは釈放にあたつて復讐断念の誓約をおこなつた。この事実は

『ヴァーフェーデ記録簿』（ネルトリングデン市文書館所蔵）に五行にわたって書き込まれた。<sup>[24]</sup>

十四 このように、本来、帳簿に書かれた記録は、すでにまえもつて編成されていた都市の帳簿台帳に、事件と处罚の概要が短文でもつて書き込まれたものである。ということになると、フランクフルトの、少なくともかの四つの事件については、これらの登録記事のもとになっていた、当該犯罪とその处罚に関する諸記録——しかも、相当に詳しい内容の——、言い換えれば、訊問調書や判決書が別途に作られていたはずである。また（ヴェーバー事件以外の）三事件の非行者は追放に処せられていた。おそらくそのさいには復讐放棄の誓約が交わされ、誓約証書が作られていたであろう。右述のネルトリングデンの魔女事件では、放免されるマリア——ただし、彼女は放免された後は自家での謹慎を命じられた——にたいして、糾間にあたつた参事会の手で、マリアじしんを一人称形に仕立ててしたためられていた、きわめて長文の、復讐放棄の誓約証書が読み上げられた。この証書作成の基礎になっていたのは、全十七回におよぶ訊問を記録した調書であつた。フランクフルトやネルトリングデンにおいては、△文書と帳簿△は、おおかたこのようないくつかたの関係があつた。

十五 帳簿への登録のもとになつていて、このような訊問調書や、さらに判決書にほぼ相当した記録が、ゲンゲンバッハの上掲二十五点の文書といえるのではないであろうか。もちろん、これらの文書が訊問調書や判決書そのもの、というのではない。訊問調書は参事会の訊問官の手になつた事件についての、いわば第一次的記録である。こういった第一次記録は当時なかなか保存されにくかつた。もともとそのときの訊問記録の雑多な堆積で分量が大きかつたらうし、裁判が終了してしまえばもはや用済みのものであつた。そこで、まとまりや整理の未だなされていない、こうした雑駁な生の記録が読み易くまとめられる必要があつた。これをおこなつたのが参事会書記である。彼によつて訊問記録は要約され、あるいはそこから抄録が作られて、参事会における審議、決定の要に供された。わたしたちが多

くの場合、実際に犯罪事件について知ることはできるのは、この要約録、あるいは抄録である。そしてこれをもとに参事会で事件が審議され、そのとき議事録が作られた。審議のすえ、判決期日に刑、とりわけ死刑を宣告するのがよいと決定されると、議事録にしたがつて判決書が起草され、これが判決期日に読み上げられた。△犯罪調書▽が書き上げられたのは、この判決書に基づいてであろう。犯罪調書のもとになつたと思われる判決書の存在に関して、一九八六年六月二十八日づけの誓約証書（一七八七九）にこう書かれている。△この復讐放棄の文書 *Löschung* は、わたくし「ヴァルト出身、フェーレンバッハのヤーコブ・マルク」にたいし、特別の恩赦によつて、下記で名をあげる七人の公平無私の人びとたる証人の在席する中で読み上げられ、そうでないときは慣用となつております、本来 *vom Rechts wegen* 誓わしとなつております、このような非行について公けになされる、判決 *Urteil* の朗読は、おこなわれなかつた。△ここで《特別の恩赦によつて *nur sondern Gunst*》とあるのは、都市参事が、事件を判決の宣告によらずに復讐放棄の誓約の決定を済ませたことを指している。

他方、△復讐断念の誓約証書▽――一人称形であれ三人称形であれ――の原型となつたのも、おそらくは参事会の議事録であつた。とくに三人称形証書は犯罪調書とよく似た体裁を示し、後者には復讐放棄誓約の文言がないだけである。ただ、一人称形証書と三人称形証書との関係はよくはわからない。ただ、こうはいえないだろうか。一人称形証書は、参事会が誓約者に向かつて読み上げるために誓約者を一人称にして仕立ててあらためて作った文書である。（それは、誓約者じしんが書いたのではない――既述――のはもちろん、誓約者が口頭で陳述したものと書記が眼前で記録したのですらない。もちろん、内容上は、訊問にたいする被訊問者の陳述に添つてはいるが。）復讐断念を誓った証書は、誓約ということがらの性質上、元来、体裁としては一人称形の文書であつた。三人称証書は、一人称証書の作成以前に、参事會議事録にしたがつて書かれていて、これを資料にして一人称証書があらわされた、と。あ

るふは、一人称証書は直接參事会議事録に基いて作られ、三人称証書はこれを抜粋、もしくは総括した——參事会の備忘録的記録としての——文書であった、とも考えられ。

十六 以上のようにみてくると、ゲンゲンバッハの復讐断念誓約証書や犯罪調書が、フランクフルトやネルトリんゲン風の帳簿に書き込まれていた、というはどうも疑わしい。もちろん、これらの都市の帳簿にも長文の記録は欠けてはいなかつただろうし、名士の事件、センセーショナルな事件についてはとくにそうであつたろう。いずれにせよ、そもそも、ネルトリンゲン式の復讐断念誓約帳簿がゲンゲンバッハにおいて作られていたのかどうかがわからぬ。長文の文書を記入登録するといつた、特徴的な帳簿が編成されたと云ふことも一概に否定はできない。しかし、ゲンゲンバッハでは、誓約証書、犯罪調書の中味が長文にわたつていていたことから判断するといえ、それらは、独立した帳簿に記載されていたというよりは、むしろ個々の文書そのものが集められ一つに綴じられていた、いわば文書の塊の中に所在していたのではないだろうか。そして一つに綴じられた文書の塊があたかも帳簿としてとりあつかわれていたというのが、この都市における文書と帳簿との実態なのではないだろうか。残念ながら、このことを直接証明してくれる証拠はない。その意味で、以上は当面すべて仮説止むおふる所へな。

## 注

- (2) Die Carolina in Gengenbach. Von can. jur. Karl Hellinger, in Konstanz, aus dem "Uhrheideit und Uergicht. buch der Stadt Gengenbach de annis 1598-1612" (bezw. 1631), in : Archiv für Strafrecht und Strafprozeß [= ASR], Bd. 59, 1912, 78-94.

- (2) Aus den Geugenbach-Urfeldebüchern. Die Karolina in Gengenbach. Mitteilungen von K. Hellinger in Kon-

- (15) G. Köbler, Historisches Lexikon der deutschen Länder, München 1988, 387 (Offenburg).
- (16) Kohler, J., Über die Anwendung der Carolina, in : ASR Bd. 58, 1911, 301-307, insb. 306-7. やな回し Die Carolina in den freien Reichsstädten Offenburg und Zell am Harmersbach, ASR Bd. 59, 1912, 218-24. や綱題
- (17) A. Wrede (Hg.), Deutsche Reichstagsakten unter Kaiser Karl V., 2. Aufl., Grütingen 1963, 937.
- (18) K・ダハルカウバ (川端豊彦訳) 「魔女と魔女裁判—集団訴訟の歴史」 (一九七九・法政大学出版局) 二八六頁<sup>o</sup>  
坂井透「『ローランの魔女の信仰 魔女と魔女裁判・その過去と現在』『関西医科大学教養部紀要』第11号 (一九六八) 十一三頁<sup>o</sup>
- (19) K. S. Bader, Verbrechen, Strafe und Strafvollzug in der Landgrafschaft Heiligenberg nördlich des Bodensees, in : Monatsschrift f. Kriminologie u. Strafrechtsreform, 50, 1967 (=Festgabe H. v. Hartwig) 195.
- (20) G. Schormann, Strafrechtspflege in Braunschweig-Wolfenbüttel 1569-1633, in : Braunschweigisches Jahrbuch 55, 1974, 90-112.
- (21) 井上善治訳『ヤン・ハタイマー ブルナーの死』1294-1324 (K-) (一九九一・刀水書房) 二五九頁<sup>o</sup>
- (22) 堀越喜一訳『中世の秋』 (一九六七・中央公論社) 九十六頁半段。
- (23) 栗原裕也訳『ハノトハヘの世記』 (一九八六・創文社) 四頁<sup>o</sup>
- (24) 十八世纪 ブルガーリヤ地方北部の妊娠申告書十七点を調べた、堀垣嘉夫「女と男の情事——裁判史料抄の管見から——」「歴史前近代の意識の行動」(刀水書房・一九八六) はふれ、「識字の問題」へこむれば、はふるるの女が署名不能 (一四六頁) やあつた。
- (25) Z・N・チャーヴィス (成瀬駒男・宮子志朗訳) 「古文書の中のハヤシマ」 (一九九〇・平凡社選書) 「はなし」冒頭を参照。

(32) 1) 関田義和「前史」二二三頁。ソルコムカラは「奪られたものではない歴史」の問題に入らざるが、他方、  
エバーハルト資料から文書作成からの情報の大切さを述べた。

(33) M. Miller / G. Taddey (Hg.), Handbuch der historischen Stätten Deutschlands, Bd. 6, 1965, 248; G. Köbler  
[in. 17] 170. ベルン(森田幸一著)『帝国都市と宗教改革』(一九九〇・教文館)――六四頁。アーネスト・カーティス  
「アーネスト・カーティス」おだくふはせんじんく未詳であるが、選書の二〇二 W. Andriens, 600 Jahre Reichsstadt Gengen-  
bach, in: Zeitschrift f. die Geschichte des Oberrheins, 108, 1960, 297-304 が存する。

(34) おが国やいの種の文書を使った研究は、山本健「南ドイツのウートマーフ(Urfehde)による中世都市社会の変貌」  
『歴史学研究』五八七(一九八八)二二十六頁以下、がある。

(35) Karl-Ernst Meinhard, Kriminalfälle aus der Reichsstadt Frankfurt, Frankfurt a. M. 1964, 152-53.

(36) Theodor Hampe, Die Nürnberger Malefizbücher als Quellen der reichsstädtischen Sittengeschichte vom 14.  
bis zum 18. Jahrhundert, Bamberg 1927, 2 ("geschmückt")

(37) ルードルフ・ヘルツ(森田幸一著)『中世のアーネスト・カーティス』(一九九一・汲木社)七十九(十七  
図)、二〇九(五十九図)、二二一(五十九図)、二二二(六十図)、二二三(六十図)。など、二二二(図1)、二二三  
(大七図)圖を参照。

(38) 岩橋「中世ドイツ魔女裁判関係文書」(題下)「基本法第」五十一條(一九八五)七十大頁以下。

### 三 性的非行、嬰児殺し、魔女

十七 ラートブルフはかつて「ゲーテの時代における犯罪現象」と題した小論において、ゲーテの時代の特徴的な、そしてゲーテの思想・作品になにがしかの反応が見いだせる犯罪に、嬰児殺し、自殺、魔女、名士をきどつた詐欺師（十八世紀フランス革命時代のいかさま師アレクサンダー＝フォン＝グラーフ＝カリオストロー）、国事犯（カスパー＝ハウザー事件<sup>(35)</sup>）、流浪者や乞食の常習犯行、盜賊団をあげた。時代的にこれよりさき十六世紀中期、および、十六世紀の終わり数年から十七世紀三十年代冒頭にいたる時期のゲンゲンバッハ二十五点の文書には、これはこれで、十八世紀におけるとは一部重なりつつ、またそれとは異なったさまざまな事件が見いだされる。詐欺や密猟、異端といったこの時代にもひろく起きた事件については記載がない。いずれにせよ、それらの中では、まず性関係の事件——これ 자체、いろいろな形態をとつてあらわれていたが——数が多く目を引いている。比較の一例としていえば、志垣嘉夫によると、十六世紀ボルドーではパリと比べて風俗の墮乱の事件が多く、これが特異な現象であった<sup>(36)</sup>。その理由はわからぬ。ボルドーについてあげられている性的非行のうち強姦、姦通、近親相姦、重婚、売春、獸姦は、多かれ少なかれ、ゲンゲンバッハの文書にも知られる。そこで、まずは、近親相姦である。

十八 一五九八年六月二十八日づけの復讐放棄の誓約証書（178-79）によると、ヴァルト出身、フェーレンバッハのヤーコブ＝マルクは、ゲルトルート——ヤーコブ＝バッシュ（ビンツマット出身）の嫡出の娘で、花屋というゲンゲンバッハの居酒屋の亭主で *des blauen Wirths aline Gingenbach* ヤーコブ＝マルクの兄弟であつたヨエルク＝マルクの

寡婦——と（みだらな関係、忌み嫌われ、きわめて許し難い性愛関係、近親相姦 *Incest und blutschandl* の関係）を結び、さらに、ベルクミヒヤエルの娘——マルティン＝カルリンの正嫡の娘——と、先のゲルトルートとにたいし（二度「つまり、双方に」、結婚の約束を交わした。）おそらく、これらが評判になり司直の耳に達して監獄に繋がれたのであろう。市参事会は、彼を罪人 *ein maledizieller Irrenstein* としてカロリナの規定にしたがい、長期に拘禁し、これによつて肉刑に処すべき十分の理由ありとみた。が、子供や親族の請願があり、これに鑑みて（特別の恩赦によつて）釈放を決定した。ヘ恩赦による裁判は中世後期の、とくに都市に広く根をおろした裁判形態であつたが、恩赦に向けた請願は、現今におけるのとは異なり、判決に先立つて出され、その意味で、恩赦による、まさしく裁判を求めるのを目的としていた。<sup>(3)</sup> さて、ヤーコブはそのさい、次のことを義務づけられた。第一に、司直や市民にたいして（言葉によつてであれ、おこないによつてであれ）、また（密かにであれ公然とであれ）いつさい、永久に復讐しないことを、神と聖人とにかく誓約すること。次に、（この忌まわしい罪を償うために）キリスト教徒の宿敵トルコ人に対する *wider den Christenheit christliches Nomens, den Türkischen* 戦いのために兵員として *manlich* 当日（六月二十八日）陽が昇るやいなや出発して向こう六年間ハンガリーに滞在し、ゲンゲンバッハ市裁判所の事前の許可、恩赦なくしてはゲンゲンバッハ市裁判領域に *in der Stadt Gengenbach Jurisdiction* 舞い戻らないこと——ちなみに、この帝国都市の裁判権には周域の四村ライヘンバッハ、シュヴァイバッハ、オールスバッハ、ベルマースバッハも服していた——。ヤーコブがこれに違反して帰郷するときは彼は犯罪者として *als Vertrachern* 市参事会はしかるべき措置 *die Ruhbir* をとりうる。最後に、近親相姦の罪にたいするそれ相応の罰としてゲンゲンバッハ市に六十アント=ペニヒを支払うこと。なお、この誓約証書の末尾には、「名前あるハンス・ヤーコブ=ボーダマー、ゲンゲンバッハ教会の監督 *sieghaffner* 殿」の印章が、ヤーコブに請われて捺された。この捺印行為は捺印者やその相続人にとり、さらに

印章そのものにとつてなんらの損害をもたらすものではない *ohne schaden* と、念がおされている。これは次の事件にも知られるように、捺印に伴つて通例書かれる、いわば書式上の文書であった。

十九 右の事件では、ヤーコブ・リマルクは彼の兄弟の妻女——しかし現在は寡婦——と相姦の関係にあった、ということである。すでに死亡した兄弟の妻であつた者との性関係までもが、近親相姦にあたるとされている。現今われわれには、奇異な感じだ。類似の事例——しかし、相手の配偶者は生存する——を述べるのは、一六〇四年三月二十四日づけの誓約証書（一 85-86）。これによれば、ゲンゲンバッハの市民ミヒヤエル＝ヘーリングの遺した娘で、現在は同市民で指物師のミヒヤエル＝ブラウンの妻ゲルトルート＝ヘーリングは、血をわけた姉妹の夫で同じく指物師のハンス・リュヴァーンと（姦通、および近親相姦 *Ehebruchs und begangener blutschand* を犯した。）これは独身のときに始まつて結婚した後も続いていた。カロリナにしたがつて肉刑に処せられるべきところ、ゲルトルートの「体軀が〔肉刑に耐えられそうもないほど〕虚弱なこと」と、彼女の（両親が敬虔な人で評判の良い者であつたこと）とを考えて、市参事会は、彼女に肉刑を科すのをやめ放免し、こう決定した。彼女は左の胸に手を置いて、全能の神とその聖使徒とにかけて、神の聖なる言葉を述べ復讐断念の誓約をなし、かつ、当日の日の出とともに（ゲンゲンバッハの支配領域 *Herrschaft* から）去つて司直の事前の許可なくしては帰郷してならない、と。この決定には、親族からの請願が働いていたであろう。こういった請願は、一般に、起きた事件や、事件を起こした者について酌量すべき情状があるとして裁判当局に働きかけるものではなかつた。むしろ、たとえばこの事件でのよう非行者が虚弱であるとして慈悲を求めるか、あるいは請願者じしんの評判、勢力、富裕にものをいわせるものであつた。ただ、後に見るよう、非行者が若年という理由で恩赦が下されたようなときには、請願者は請願にあたつてこの点を強調していたのである。ともあれ、ゲルトルートの事件に戻れば、参事会の決定はこう続く。偽誓をおこないウアフエーデを破ると

きは、肉刑（すなわち身体刑、生命刑）を *ahn niemand leib und leben zu straffen* 賞倍せねばならない。《現在、諸侯、諸々の領主、都市やラントから取得している、また将来取得するかもしれない特権 *Freilehen* や恩恵が「」の肉刑から」わたしを保護し守ってくれるようなことは、ありえない。》この、ゲンゲンバッハ市参事会の決定には、外部の権力——他の文書では、右にさらに、教皇、皇帝、国王までもが加わっている——に由来する特権はいつさい役に立たないとの、いわば参事会の主権性を宣言する言明は、ほとんどの誓約証書に見いだされる。これまた、書式上のものといえなくもない文言である。そして最後に、例によつて捺印。〈ヤーコブ＝ホルテンバッハ殿が、自分の印章を、これによつて損失をこうむることがない *ohne Schaden* のを条件に、わたしのために捺してくれた。〉

二十 所払いは、既述フランクフルトの「」一例からもうかがえるように中世後期以来、都市当局の常套手段であつた。ヘルマン・ニクナップによれば、ニュルンベルクについて市民、および非市民のいずれにたいしても「ほとんど終生のものとしてあらわれ、またきわめてしばしば大量に *en masse* 生じた。」ところで、右のゲルトルート事件を見るに、ゲルトルートは肉刑にかえて追放に処された。これが、恩赦によつていた。証書には、終生の追放とは書かれていなし、後述の諸文書に見いだされるのは違ひ、刑吏に引き渡されて、公衆のまえに晒され鞭打ちといった恥辱刑に処されたうえでの所払い——カロリナによれば、追放には晒し、鞭打ちが伴つていた（第一九八条）——ではなかつた。こうした恩赦にはゲルトルート一家がゲンゲンバッハのれつきとした市民であつたことに大いに負つていることは疑いがない。ではゲルトルート、しかも〈虚弱な〉彼女は都市から放逐されてどうなるのであるか。およそ、追放刑に処せられ郷里をあとにした者がその後どのような境遇に陥つたのか、あるいはいかなる人生行路を歩むことになつたのかは、いろいろの意味で、頗る興味のあるところである。身分、また男女の違いによつても都市を後にした者の人生形態は異なつていたであろう。当面のゲルトルートについていえば、彼女はおそらく他の都市の

親類や、あるいは父親の取引先といったところに身を寄せる事になつたであろう。すでに両親から相手先に連絡がいつているのかもしれない。一六〇八年、隣の都市オッフェンブルクにもつていた名望家の親戚のところに逃げていき身を寄せた、という。ゲルトルートの所払いはいつまで続いたのかはわからないが、両親は追放処分が早く解けるように参事会当局となんらかのかたちで、一所懸命折衝したに違いない。あるいは極端な場合には、一七六二年三月十日、長男殺害のかどでトゥールーズ高等法院がジャン＝カラスを死刑に処した、いわゆるカラス事件で、次男ピエールに下つた追放刑について彼がつぎのように述べたのに類似したことが生じたかもしれない。「私は即刻市門へ連行されました。そこまで同行した司祭が、間を置かずにドミニコ会修道院に私を連れ戻したのです」<sup>(42)</sup>

二十一 ゲンゲンバッハ市民ウルリヒ＝ベンツが、故ベルンハルト＝ウルリヒ（ニーダーラビヘル出）の娘マルガレータ—ゲンゲンバッハの日の出屋という居酒屋に *zur Sonne* 届われていた——と、その母親とにおこなつた非行について、一六〇六年四月十四日の証書（一 89-90）はこう述べる。ウルリヒはマルガレタに暴行 *Notzunng* を加えて彼女と同衾した。暴行の跡は、二人の親方——理髪師と外科医——による検査によつて確認された。のみならず、その後、娘の母親アンナにも淫行関係 *Unzucht* を迫つた。彼は、それについていう。（彼女アンナは、わたしの意向にしたがつた。）この罪によつて（わたしは、公然たる近親相姦者 *ein öffentlicher Blutschänder* として皇帝法[による处罚]を認めなければならず、覚悟を決めなければならなかつた。）牢にいれられた彼は訊問を受けて、余罪とくに各種の盗みなど——これについては、後述——も明らかになつた。しかるにウルリヒの、罪のない妻子から嘆願が起り、これに免じて、都市当局は恩赦を下し、次の条件で拘禁を解いた。ウルリヒはいかなる口実も許されず *nugae hindert einches vorwandens* 一年間ハンガリー、あるいはネーデルラントいずれかの土地で兵役に就き一兵士として

für einen Soldaten 軍務 *Kriegsdienst* を果たさなければならぬ、と。わたしにとつてはそれ相応の刑罰となり、その他の人びとにとつては見せしめとなるよう mir zur wohlverdienter Straft und andern zum Exempell 」<sup>95</sup>) ウルリヒは、指を上に立て全能の神と聖人とにかけて、復讐の放棄を、わが身みずから宣誓を einen leiblichen Eid もつて誓つた。(「)のようには牢に入れられたこと、および牢中において、あるいは牢の外でわたしの身に起きた」とにつひて、言葉によつてであれ、おこないによつてであれ、名譽ある参事会員やすべての市民に、また、市民に援助を約束した人びとにたいして憤懣をもらしたり非難を加えたり、あるいは復讐をしたり anden, diern oder rechen は、しなふ。)

ウルリヒはゲンゲンバッハの都市裁判領域、および都市周域六マイルの土地を退去せねばならず、これに違反して舞い戻るときは、当該領域内のそれぞれに所在する役人によつて auf ein Ruhes bei jedes Orts Obligkeit いつでも捕らえられ、そのときは、カロリナにしたがつた本来の刑罰を甘受する。」の復讐断念誓約の証書は、開会中の参事会において im sitzenden Ruhet しかも公開の議場で bei offner Thüren 既述ヤーコブ・マルクの事件(十八)と同様、七人の証人——名はひとり一人あげられ、そのうちで、ヤーコブの事件でも証人になつていたハンス・ハイルマンの名が見える——が在席する中でウルリヒに(読み上げられ読み聞かせられた)。ウルリヒと比べて、ヤーコブが六年もの兵役を命じられたのは、彼がゲンゲンバッハ市民ではなかつたことが少なくとも一部は関係していよう。

二十二 近親相姦の事件についてカロリナは、男の相手として继娘、息子の妻、继母、および(いつそう近き親族)を挙げている(第一一七条)。上記の実例はいずれも、文字通りにはこれらの親族には該当していない。兄弟姉妹の配偶者が(いつそう近き親族)にはあたるまい。近親相姦類似とみなされたのか、姦通と混同されたのか、それとも——これが、より考えられうることだが——慣習によつていたかの、いずれかであろう。ほぼ同時代、フライブルク・クライム・ブライスガウでは、繼母(一六〇三年三月一日[男女とも終生追放])、兄弟の娘(一六〇三年十月十六日[男は

斬首〕、実母（一六一九年九月二十二日「男吊るし首、女斬首〕との相姦といつた例<sup>[43]</sup>がある。大公領ブラウンシュヴァイク・オルフェンビュッテルでは、一六一八年マリアリヤーゲマンとユリウス・ヤーゲマンとの兄弟姉妹が同様の罪で、斬首に替えてヘルムシュタットにおけるコレジオ建設費用として一千ライヒスターーレル銀貨の罰金を科せられた例が存する。<sup>[44]</sup>カロリナは近親者と不倫をなす場合の刑罰はローマ法によるものとし、裁判所は法精通者による鑑定を待つよう指示する。一五六九年から一六三三年にかけての六十数年、同大公領での近親相姦事件四十四件——当事者双方が処罰されたのは半数弱の二十件——の処罰の内訳は、罰金十三、追放十一、死刑七、釈放七、その他六、で半数強の件数が罰金、追放のいずれかであった。

二十三　さて、これらゲンゲンバッハの文書からは、バーデンの片田舎の町にもヨーロッパ的規模における時代の鼓動が響いてきているのが垣間窺える。その鼓動の一つは、ヤーコブの事件、ウルリヒの事件では、ウアフエーデ誓約者がハンガリー、場合によつてネーデルラントに一兵士として出征させられていること。オスマン朝トルコとハンガリー王国との関係がとくに陥悪化するのは、ハンガリ一人がその城塞の守備をしていたベオグラードをスレイマンが一五二〇年の即位の翌年大軍團でもつて包囲、これを征服して以後であった。父セリム一世と異なりヨーロッパに目を向けるという方向転換をはかるスレイマン一世は二六年、ヤゲロ家ルドヴィク（ラヨシュ）二世治下のハンガリー王国への大遠征をおこなう。この年八月二十九日ドナウ河畔モハーチ Mohacs の会戦においてハンガリ一軍は壊滅、ローマ皇帝カルル五世とオーストリア大公フェルディナントの姉妹マリアを妃にもつ国王ルドヴィクは戦死し、同時にヤゲロ家は断絶する。以後ハンガリーは、中央部および南部を中心としてオスマン朝系の王と、カルル五世によつて王に宣言され、西部地域に拡つたフェルディナントとの二王を同時に擁することになり、六二年講和条約が調印されるまで双方の間で戦争が継続した。三十年後の九〇年代初頭よりトルコとオーストリアとの関係はふたたび

悪化する。当初大敗を喫したトルコ軍は九六年スルタン、ムハメット三世の陣頭指揮のもとでメゼーケレスティシュ Mezőkeresztes の会戦でオーストリアとトランシルヴァニア（ドイツ名ジーベンビュルゲン）との同盟軍を破つてエルラウ Erlau(エウリ) の城塞を占領した。が、優勢をえられず一六〇六年ヴィーン和約までの十年間、両軍とも決定的勝利を収められなかつた。この地ハンガリーでは、「給料未払いのハプスブルク兵士もトルコの略奪軍も、ともに会戦の時以外は國中を荒らし廻るのが実状であつた」という。<sup>(15)</sup>

一方ネーデルラントは当時のわるい八十年戦争下にあり、スペインからの解放を戦いつつあつた。一五六七年悲劇「エグモント」はこの年のブリュッセルが舞台である——八月カルヴァン派教徒による聖像破壊に端を発した、フェリーペ二世の新教徒迫害にたいして翌年オランイエ公ヴィレムが軍を起こすことで始まつたこの戦いは、七九年五月の講和で南部十州が脱落しネーデルラントの分裂の萌芽を伴いつつも八一年七月には全国会議におけるフェリーペ廃位決議を導いた。しかし、八二年から八五年にかけてスペインからの派遣軍とドイツで募兵の傭兵とを投入した、ネーデルラント執政パルマ公アレッサンドロ・フアルネーゼ——初代執政マルガレータ・フォン・パルマの子——の南部東部への攻勢、八五年十一月エリザベス一世女王の寵臣レスター伯の上陸介入によって共和国独立をめぐる戦いそのものはやまなかつた。ウェーレム（八四年七月死）の子マウリツィスは九〇年にブレダを、九四年にフロニンゲンとうように諸都市を「一つ一つスペイン軍の手から奪取する」ことで北部七州を回復。九六年にはホラント州議会法律顧問ヨハン・リファン・オルデンバルネフェルトの外交指導のもとでイングランド、フランスと同盟が結成され北部七州の新興共和国は海上の新勢力、独立国があつかいをうけた。が、マウリツィス派とオルデンバルネフェルト派との反目を含みつつ対スペイン戦局は一進一退のまま、これが一六〇九年四月、十二年休戦条約が締結されるまで続いた。<sup>(16)</sup>一五七三年ケルンで、このネーデルラントに傭兵稼ぎに出かけようとしてノイスに到着した泥棒の一味が処刑された。

泥棒家業で身に危険が迫ってきたので、かの地で傭い兵となつて稼ぎに行こうとした。行きがけの駄賃にケルンの聖クリスチーフ教会に押し入ったのである。<sup>(47)</sup> 上記パルマのマルガレータ（一五六七年解任）は執政当時、ネーデルラントにおける浮浪者狩り *vagabond huntus* を計画した勅令を発したことがあつた。これは、「ガレー船に、乗り込む乗組員を「自前で」確保できなかつたフェリーペー一世にそそのかされて」のことであつた。<sup>(48)</sup>

二十四 ヤーコブ・マルクが、またウルリヒ・ベンツが兵士として戦うことを義務づけられたさきの土地はハンガリーである、もしくはネーデルラントである、以上のように、当時、国際政治・軍事の檜舞台となつていた。とくにトルコ兵については、セバステイアン・ブラントは「阿呆船」（一四九四）すでに（今やトルコは絶大で／<sup>(49)</sup> まだ海の上だけなく／ドナウもすでに手におさめ／）ころきらわす侵入し／司教座、教会荒らされる）とうたつていた。こうした中でゲンゲンバツハから兵員として遣わされるといいうのは、遅くとも一三六〇年にはカルル四世によつて帝国都市となつたといわれるこの都市の、当時のローマ皇帝ルードルフ二世のお膝元ハプスブルク家のために果たされる、一つの助力を意味していたのかもしれない。他方で、ハンガリーで戦うといったことじたい、当時、社会的にはあまり名譽なこととは見なされていなかつたようだ。一五六九年マクデブルク市のある人物の報告によると、「トルコ軍にさし向けたほうがよさそうな」数名のランツクネヒトが、金をよこせと農民を脅したばかりか、たゞぶりもられないと、農家の納屋に火をつけた<sup>(50)</sup> という。ヤーコブやウルリヒといった一介の非行者が、贖罪のために、他ならぬ兵士として出征させられるというのは、戦争が職業化した時代、いわば日常化した時代を、しかもすでにとつくに騎士の戦争から歩兵による、つまり傭い兵による戦争へと、戦いの形態が移行してしまつていた時代<sup>(51)</sup>を反映する一鈞であつた。ただ、いわば出征刑とも称すべき戦地行きの刑が、具体的にどのように執行されていたのかは、わからない。たとえば、戦地に到着したということはどうに立証されたのであろうか。

二十一 戰地行きのうちハンガリーへの出征については、ニュルンベルクの刑吏フランツ・シュニットの日記<sup>(23)</sup>に事例が存する。一六〇五年五月一日略奪のとがで斬首に処せられたヘンス・バイエル、アルトドルフ出身、年老いた市衛丁 (Stadtwehr) の息子で、傭兵 (Lantzhnecht)。三度ハンガリーへ出兵したことがある。このハンスはかつてやはり略奪のとがで有罪とされ、処刑される寸前に〈取りなし〉によつて *aus fürcht* 生命は救われた。しかし罰として十一年間ハンガリーの国境小屋 *ein Grenz Hause* に流された。が、そこへは行かなかつたのである。これより一六〇一年五月十九日フランツが斬首に処したハンス・タウム、ペーター・ハウプマイヤーの兩人も兵士 *Kriegsmann* で数回ハンガリーに遠征したことがある。兩人とも略奪の罪によつて牢獄に入れられた。〈恩赦にあづかつたが、罰としてハンガリーへ流された (begnaden, in Hungern gestraft werden)。しかし結局〈足が洗えず〉娼婦とつるんで男どもから金品を奪い取つた。ハンガリーの国境まで行かねばならないといつた、いわば一種の流刑ともいえる刑罰は、ニュルンベルクでは追放刑としてすでに一三四九年に知られて、同時代一五九九年にも存在した。<sup>(24)</sup> その中世版は巡礼刑といえよう。十六世紀以降になるとしだいに、これまた一種の肉刑、つまり身体刑を意味したガレー船漕役刑があらわれる。<sup>(25)</sup> しかし漕役刑もたとえばフランスでは十八世紀に入ると苦役、強制労働に変わる。<sup>(26)</sup> 以上のうち漕役刑については、フランス親方の日記にいくつかの記事が見いだされる。その一例として、リーンハルト・ヘルデル、ニュルンベルク出身。七年間ガレー船送りになつた (7 Jahr auf der Galeen gereist) 射手 (1584 Juni 23)。ハンガリー出征では受刑者は現地に行かなかつたのが少なくない。またガレー船刑受刑後はしばしば流浪化し各地を転々として非行を繰り返した。あげくのはてフランス親方の手にかかるといつたケースがあつたことがわかる。そこまでいかないまでも、いわば犯罪予備軍化した存在となつていつた。

二十二 ヨーロッパ的規模における時代の鼓動のもう一つについて触れる前に、一五九九年四月二日づけの文書

(I-79-80) をみておこう。今は、石でも蹴るようにな姦通などは気にしない。夫婦の仲は滅茶苦茶で、まともな器一つなく」とアラントがうたい（*姦通について*）、エデュアルト・フックスが、ルネサンスの「同時代のすべての人」の批判によると、夫婦の眞摯はきわめてめずらしい花であった。<sup>(57)</sup> こういう花を求めて一日じゅう駆けずりまわつたところで、それを見つけることはむずかしいと述べていた。流行の姦通事件である。男女二人、ともにベルマースバッハ村——既述のように、この村は左のライヘンバッハ村と同じく市の裁判権に服した——の出身、アンドレス・アンハウナーと、カタリーナ——ヤーコブ・マイリンの娘で現在ライヘンバッハのクラウス・ポントリオンの妻——とが名を連ねつつ、こう述べる。〈われらは、忌み嫌われることはなはだしい愛欲によつて、すなわち姦通 *Ehebruch* を公然とおかし、それがゆえに捕らえられた。〉（またそれがゆえに、しかるべき刑罰に処せられるのは、不当ならざることである。名譽ある参事会は、われらを、成文皇帝法にしたがい、永く牢にとめおきこれによつて肉刑を *lengen im knapp zu halten und am Leib knallen* かつ、われらを見せしめにし刑を執行する権限をたしかにもつていた。）<sup>(58)</sup> ところが、〈われらの父と夫 *Hausvater* との双方から請願が出されたこと、またわれらが若年であつたことが願みられた結果、われらは、ほかならぬ以下の条件で拘禁を免れるにいたつた。〉まず、このように入牢となつたことについて何ひとつにも永久に復讐しないと誓うこと、つきに罪を償うために、まず全能の神とキリスト・カソリック教会の母とに告解しそれによつて赦免をえること、ついで男は五十ントルペニヒ、女のほうは、その父と夫とがそれぞれ五十分トロペニヒを支払うこと、である。この証書は、公開の参事会の席で *vor offener Rath* 彼らに一語一語読み聞かせられた。末尾にはゲンゲンバッハ市民で公証人マルティン・ベッカーの印章が押された。アンドレス、カタリーナが追放に処されずに罰金で済んだのは、それぞれの一家が、皇帝の公証人の印章を請いえたほどの、有力な村民であつたことによつていよう。一家がいわば、「家族の名譽」のために参事会に恩赦を迫つたのであろう。自宅謹慎にすら

処せられず、罰金のみで済まされたというのは、二十五点の文書ではこの事例のみである。当事者の家が著しく勢力のある者であったことが、うかがえる。

二十七 関連してここで、一六〇一年三月（日は不詳）（一 81-82）づけの誓約証書における姦通事件にも触れておきたい。人妻アンナ・ジフ エルティンは、〈神の命令と、あらゆる法とに違反して、肉欲による性的交渉と禁じられた性愛との悪徳にふけつた。〉というのは、メルヒオール＝ラーネンと不貞な関係 *Laster des Flehens* にあったのみならず、他のふしだらな男たちとも密かに隠れて、久しい間、性的交渉をもち、これによつてアンナは夫——〈靴屋ヴォルフと呼ばれていた〉——にたいし罪を犯した。このように、彼女は、皇帝法、とりわけ皇帝カール五世刑事裁判令に違反し浮薄なる生活をおくつた *solch ihr typig Leben* ため、参事会は聖俗の法にしたがい、彼女を仮借なく *ohne alles mittel* 肉刑に処ししるる権限をもつていたが、〈彼女が、犯した罪を自覚し、これを差し控え改心し、こうした、淫行という許し難い悪徳を今後はやめ、身をつつしむであろうこと、〉このことを期待して、恩赦によつて、生命は助けた。肉刑に代えて参事会はアンナに恥辱刑と追放刑とを科す決定を下した。〈彼女は、刑吏によつて、恥まわしい見せしめとなるよう zu einem abschäblichen Kampf 公然、衆人の前で、首枷を付けられ晒し台に an den Pranger und Halscissen 立たせられる。〉その後で間髪おかず、アンナはへかの先の親方、刑吏によつてその場所に追いやられ真正十字路に zum Richter Crevill まで連行され、そこから直ちにゲンゲンバッハ教区 Kirspell Gienzenbach の外に放逐された。これによつて彼女は終生 die tag ihres lebens 都市を避け meiden und fliehen ねばならなかつた。これより先、彼女は復讐の放棄を誓つた。不誠実にも unthier との誓約に違反し市にたち戻り復讐を企てるときは、有無を言わぬ皇帝法によつて肉刑を覚悟しなければならない。参考までに、上記年代のブラウンシュヴァイク＝ヴォルフェンビュッテルでは、姦通事件一七四件——このうち男女ともに処罰されたのは七十四件——の处罚の内訳は罰金六十

五、追放二十八、釈放二十一、死刑十四、拘禁一、その他四十四であり、罰金、追放のいづれかに科せられたのが半数を越えていた。<sup>(9)</sup>

二十八　さて、右に書いておいた、ヨーロッパ的規模での、もう一つの鼓動とは、貧民問題であった。というわけは、先の、ヤーコブ・マルクの事件（十八）と、アンドレス、カタリーナの事件（二十六）において文書は、それぞれの非行者に科せられた上記六十アント=ペニヒ、一五〇アント=ペニヒについて、おののこら述べていた。（市は、この罰金について *von welcher geltstrafe* は、状況に応じて、貧民のために *den Armen* 用い、これによつて秩序がえられるように力を貸さうと思つてゐる。）また（この罰金を、当局は、状況に応じて、貧民、および教会のために *den Armen und der Kirchen* 使ねうと思つてゐる。）わずかこれだけの文言なのであるが、（）には、ゲンゲンバッハ市における救貧運動の一端が窺えるのではないか、と思う。ただ、この問題は、次節で取り上げる別の一つの文書（五十七、五十八）の内容とも関連しているので、便宜上、あとに回したい。

二十九　娼婦、もしくは娼婦まがいの行為について述べるのは、一六〇一年十一月十八日（— 81-85）づけの証書である。ヴィルト＝ティースの継娘ウルスラは、いくたびも売春を働いた *wilheliger gehirner Threy* ために、また、妻ある男たちを唆しては不貞をおこなわせた *beschleunigen Anreizung gegen Ehemannen volphrachten Ehebrechis* ために、あまつさえ、それによつて破廉恥にも、子供をもうけた *mehrlichem erzillten Kindes* ために、参事会の牢に捕らえられた。ウルスラがねつからの娼婦だったのかどうかはわからない。刑吏ショミットの日記には、娼婦 *huren, hure* の産んだ赤児を、その相手の男一人が殺し、車刑に処せられた事件（1588 Jan. 2）が一件載せられている。古今東西の娼婦史について大部の研究を発表したブーローはこう書いている。「たしかに組織売春については、十六世紀のヨーロッパの多くの地域、とりわけプロテスタントの都市では衰退したといえるだろう。しかし、個人的なベースでの売

説 春は、その間も絶えることはなかつた。<sup>(80)</sup> さて、ゲンゲンバッハに戻れば、ほんらいは、〈罪人としてわたしの身体に罰を加えるため、刑吏によつて首枷を付けさせ、のみならず鞭で打ちすえ *aussschwingen* させ、わたしにとつては刑罰となり他の人びとに見せしめとなr *mir zur Straff und andern zum example* 措置をとる権限があつた参事会は、恩赦によつてこう決定した。まず、彼女は牛に捕らえられたことを参事会にであれ一般の市民にあれ、また彼女の逮捕に助力した人びとにあれ、いつさい復讐しないと、左の胸にかけて *mit mein linkie brust* ——つまり、左の胸に右手を置いて——誓い、かつ、誓約証書の日づけの日にゲンゲンバッハの教区を出発してライン河の彼方 *über Rein* に去り一度と帰らぬこと。」のウアフェーデを破る *gegen implicits verbrechen* わは、カロリナが文字通り *im buchstaben* 述べるところにしたがい、しかるべく、より厳しい肉刑が科せられる。

三十 未成年者や、娘との性的非行を記す文書もある。一五四七年十一月二十三日の証書 (II 353) によれば、大工職人オクセンハウゼンのクリストマンは、彼の親方のミヒヤエル・ヘルマンの、いまなお未成年者の女中 *meytin, so noch unmundthitik gewesen und unter seinen Jahren* ふ不純な所業 *werch der ununterkern* に耽り、その醜行のゆえに娘はしばらくの間といふもでかけることいができないほいであった。彼は厳格に皇帝法によつて処断され、教誡のあらゆる手だてはなく *an alles mittel* 肉刑に *an leyb und leben* 処せられるところであった。しかるに参事会は、彼のためにとりなす親族親友のへりくだつた、謙虚なる請願と、また彼の若年であることを鑑み、さらに彼が改心しそのような、かつ類似の、キリスト教徒らしからぬおこないから身を遠ざける *an sollichen und dergleichen meristischen lichen stimmen abstehen* であろう」とを期待して、恩赦を施し肉刑を軽減して教区からの終生追放の処分にした。そのさうへ指を上に立てて教え込まれた宣誓でもつて、全能の神にかけて、捕らえられたことと、刑罰を受けたことについて復讐をしないと誓い、入牢中の費用を支払う義務を負つた。

三十一 一六二六年九月二十三日の文書（一-93）は娘にたいする性的非行（と、それに起因した誹謗事件）を述べる。

「との起こりは、ゲンゲンバッハ市民ヤーコブ・リュビナーが淫行のゆえに、つまり（フィッシャー夫人の娘ルキアといかがわしい関係を結んだが、*nugen begangener Unzucht*）で、高貴なる人士シュルトハイスの、市長および参事会の、牢に入れられた）ことに始まつた。いちど釈放されたあとで、彼は、これら司直を皮はぎ人め、盜人め *Schleicher und Diebe* と書いて誹謗した。一五九二年ケルンの塔牢獄訊問調書にも、被訊問者はある相手から *schelmen* と罵られた、との記事がみえる。「當時これは致命的な侮辱だった。<sup>[6]</sup>」バーダーはハイリゲンベルクについて、とくに、魔女の噂を撒いたり魔女と誹謗した男や女にたいして科せられた罰金刑の事例を数々あげている。<sup>(1)</sup> なにゆえに、ヤーコブ・リュビナーが右のような誹謗をあえてしたのかは、多少、裁判手続きの問題とも関わるので、第五節に回したい（八十-1）。この誹謗のせいでヤーコブはふたたび牢に入れられ、重い肉刑を覚悟しなければならなくなつた。そのあと、しかし、恩赦をうけ、肉刑に代えて、都市の周域六マイル四方から退去し二度ともどらぬように、と、終生の追放の処分をうけた。彼は十人の証人の前で、これを遵守すると誓つた。違背するときは偽誓者として、もはや恩赦はえられず、皇帝刑事法にしたがい、宣誓に使つた手の切断刑、または斬首刑をうける。ブラウンシュヴァイク・ヴォルフェンビュッテルの既述六十数年間にこうした猥褻行為は一〇六件——このうち、男女双方が罰せられたのは三十二件——あつたが、釈放十四その他、处罚は、追放四十、罰金三十九、拘禁二、死刑一、その他十四で、追放、罰金が七割以上を占めていて、ほかの性的非行にたいしてこの割合がきわめて高い。

三十二 性的非行は、子殺しと無縁ではない。右の、一六〇六年四月十四日づけ（二十一）、一六〇二年十一月十八日づけ（二十九）、それに一五四七年十二月二十三日づけ（三十）の証書には、それぞれ、ウルリヒがゲンゲンバッハの〈日の出屋に雇われて zur Sonnengedient いた〉娘マルガレータに性的暴力を加えたこと、娘ウルスラが売春婦

まがいの行為によつて、〈破廉恥にも子供をもうけた〉こと、大工職人が〈いまなお未成年者の女中と不純な所業〉に耽つたこと、が断罪されていた。こういった状況下で、とくに未婚の母から私生児として望まれずに生まれた嬰児の運命が多かれ少なかれ苛酷なものとなり易かつたのは、想像に難くない。二宮宏之は十八世紀パリについて、なにも非嫡出子にかぎつたことではないが、おもに貧困のゆえの、街頭への子供の遺棄、養育院への子捨て、里子の諸現象を報告している。<sup>(63)</sup> 以下では、「ヨーロッパ社会ではとりわけ厳しい処罰の対象であつた」といわれる子殺し、つまり、ブランドトが〈異国の阿呆どものこと〉として〈自殺をしたり縊死したり／嬰児殺し *infant euthanasia* や子おろしも／同じ仲間と思われる〉と云うたった嬰児殺しについて、とくにその母親の身分の問題を中心に考えてみたい。

三十三 一五六二年三十歳のとき日本にきたポルトガル人ルイス・フロイスは、〈ヨーロッパでは嬰児が産まれてから殺されるということは滅多に、というよりはほとんど全くなない。日本の女性は、育てていくことができないと思うと、みんな喉の上に足をのせて殺してしまう〉と一五八五年に述べていた。<sup>(64)</sup> これは、むしろ、日本における「問引き」といった、特異な子殺しからくる印象と比べてみた発言であろうか。

ところで、ゲンゲンバッハの二十五点の文書そのものには、嬰児殺しの事例はみいだされない。ただ、これは事件そのものがなかつたというのではなかろう。一八四九年オーフェンブルクに生まれたコーラーは、田舎では子殺しは十九世紀に入つてもなお世間の口にのぼり、例えばバーデンでは十九世紀初頭にすら婴児殺しで処刑される事件が起きたと、時代を回想している。<sup>(65)</sup> 他方で、事件の性格上闇から闇に葬られて表沙汰になりにくかつたのかもしれない、たとえ表沙汰になつても嬰児殺しは、つぎに示すように、これにたいして抱かれていた当時の観念からいつて、そもそも恩赦に値せずとみなされ、したがつて復讐断念の誓約証書も遺りにくかつたのかもしれない。後述の、一七七一年ブランドトのスザンナ事件でもスザンナは請願したけれども恩赦は与えられなかつた。ただ、その理由について

は記録は詳らかでない。ナタリー・モンティーヴィスによれば<sup>(67)</sup>、フランスにおいて十四、十五世紀には嬰児殺しで恩赦が下された例はかなりあつたが、「十六世紀の間に、嬰児殺しに対する感情は硬化した」。これには、「宗教的改革」と、「性に対する厳しい価値観」とが一役買つてゐる。私生児についても、中世時代と違い、不義の子にたいして厳しい見方がなされるようになつたのには十六世紀宗教改革、対抗宗教改革に始まり十七世紀に決定的となる、「教会の同様に対する態度の硬直化」にあつた。<sup>(68)</sup>プロイセンでは、いすれも未婚の下婢による嬰児殺し事件が一七八七年の三件、一七九五年の一件について報告されている。前者では刑は斬首が二件、無期懲役が一件、後者では懲役二十年であつた。プロイセンでは嬰児殺しにたいする刑は十八世紀末<sup>(69)</sup>ころから緩和されていった、といふ。スザンナ事件の十年前、ヴォルテールに『寛容論』（一七六三）を書かせる契機となつたように、カラス事件も宗教問題がからんでいた。

三十四 婴児殺しにたいする当時の人の反応の一斑は、たとえば一五八三年イエズス会の巡察使として来日アレッサンドロ・ヴィアリニヤーノが「もつとも殘忍で自然の秩序に反するのは、しばしば「日本の」母親が子供を殺すことであり、流産させるために薬を腹中に呑みこんだり、あるいは産んだ後に首に足をのせて窒息させたりする」と述べたことに窺える。<sup>(70)</sup>最近佐藤政樹による、裁判記録からの抜粋の翻訳によつて広く知られるようになつた、嬰児殺しのとがで一七七二年一月十四日フランクフルト＝アム＝マインで刑吏ヨハン＝アントン＝ホフマンの息子ヨハン＝ハインリヒ＝ホフマンにより斬首に処せられたスザンナ＝マルガレータ＝ブラントの事件で、参事会の訊問官は被告にこう訊問していた。「自分の子供を殺すという、人にあるまじき行為によつて、全能なる神に対してもはだしき重罪を犯したと言わざるをえない」のではないか、と。<sup>(71)</sup>この訊問官の言葉にあるものは、カロリナが嬰児殺しを、「非キリスト教徒的、かつ、非人間的、と確認されたる非行および謀殺 *Abuses and murders*」と規定していた（第一三一条）――

の言葉は文字どおり一五〇七年のバンベルゲンシスからとられている——のを地で行つてゐる。これらでは、自然の秩序に反する行為、人にあるまじきこと、非人間的なこと、とともに、嬰児殺しは神にたいする犯罪、非キリスト者の行為とみなされている。

三十五 これは、一九二七年に死んだギリシア学のピュアリによれば、「異教的な美德、即ち単に人間的な美德は悪徳」とみるキリスト教理が人間におしつけた考え方であつた。「洗礼を受けずして死んだ幼児は地獄の床の上を這い廻りながら残りの生涯を過ごさなければならぬ」。<sup>(21)</sup> 堀米庸三はこう述べる。「教会は新生児にできるだけ早く洗礼を受けさせる努力を積重ね、一二、一三世紀になつて定着させることに、ほぼ成功した。」そのわけは教会は「毀れやすい生命に死後の救いを保証しようとした」と。かくして、妊娠した娘に妊娠届けの提出を義務づけた、アンリ二世の一五五六年の有名な勅令に違反した女が文字通り実務上も死刑が下されるのは「洗礼を受けずに子どもが死亡」した証拠がある場合に限られている。<sup>(22)</sup> コートリド・オル県古文書館史料によつて志垣嘉夫の報告するところによれば、一七三六年三月末モンリサン・ジヤン Mont-Saint-Jean 村で起きた嬰児死亡事件で、被告の未成年の娘ユルシーヌ・ロアドロ——身分は未詳、逃亡により欠席裁判——は妊娠申告をせぬまま分娩、嬰児を放置し「しかも洗礼を施す義務を怠つた罪により絞首刑」の判決を受けた。刑吏フランツ親方の日記には、《百姓家の女中 *Bauernmagd, Bauernmädel*》が子供を密かに生み、邪魔が入つたため殺しそこね、洗礼は受けさせたが、子供はまもなく死んだ事件を二件報じており、いずれも女は鞭打ち刑で済んでいる (1533 Dez. 11, 1600 Jan. 26)。これは、子供が洗礼後に死亡したこととまったく無関係ではあるまい。ただ、スザンナの訊問官が他方で「人にあるまじき行為」と断罪していたところは、例えば右で、ピュアリが指摘するキリスト教理では必ずしもとらえきれない側面を嬰児殺しは含んでいたことを示している。これは、時代の新しさが垣間みせた証言なのであろうか。ともあれ、スザンナが訊問に答えて再三再四にわたり

つぎの種類の証言をしているのは、そのキリスト教理をいわば裏面から語った発言だ。〈子供を殺せとサタンが私の頭に吹き込んだ〉・〈悪魔に唆されて、あの子を殺そうと思った〉<sup>(17)</sup>と。

三十六 嬰児殺し事件にこと欠かなかったのが史料的によくわかるのは、ニュルンベルクについてである。かつて一九一〇年弁護士ボーデは、一五一〇年から一七七七年まで子殺しで死刑に処せられた女、九十四人の名と、その処刑年とを一覽表にして掲げた。<sup>(18)</sup>それによると一五一〇年から十六世紀末まで二十四人、十七世紀三十八人、一七七七年までの十八世紀については三十二人が処刑された。このうち、一五六〇、一六四一年にはそれぞれ三人が、一五八〇、一七二六年にはそれぞれ四人が処刑された。佐藤政樹は嬰児殺しの死刑判決数の若干例を以下のように紹介するが、これらと比べて、ニュルンベルクでは事件数が多いのが目を惹く。チューリヒでは一四〇一年から一七九八年まで六十件(十五世紀四、十六世紀十一、十七世紀十七、一七八八年までの十八世紀には二十八)、ルツェルンでは十七世紀十九件および十八世紀一件、フランクフルト＝アム＝マインでは一五六一年から一六九六年まで十五件(その他死刑以外は一件)、ヴュルツブルクの一七六九年から七三年まで二件、などである。

三十七 ニュルンベルクの刑吏フランツ親方は一五七三年から一六一七年にかけて死刑執行にあたつたので、これを右のボーデの一覽表にあてはめると、一五七八年三月六日から一六一六年一月十六日までの執行によって二十人が刑死した計算になる。それぞの刑死者について、フランツは日記で語っている。したがって、一覽表と日記とを照らしあわせてみて、若干注意をしておくことがある。第一に、一覽表で《1581. Unbekannte von Lauffenholz》(1611. 26. Februar. Margaretha Wagnerin.)とあるそれぞの事件は日記には該当記述はない。第二に、一覽表では《1616. 16. Januar. Anna Maria Hassin.》とある。確かに同年同月同日に親方は一人の女(一人は女中、もうひとりは桶屋の妻)を斬首に処したが、具体的な女の名は記されていないく、事件も記されているかぎりでは——フランツが書き漏らしたの

説  
論  
かも知れないが——子殺しではない。一覧表と日記とのいずれに信頼をおくべきであろうか。また第三に、一覧表で  
《1580. Anna Strolein》《1584. Anna Freyin.》にあるのは、それぞれ、日記では、《ヒュートロールの妻アンナ、グレー  
フ・ベルク出身。わが子の、六歳の男児を草刈り鎌で故意に打ち殺した》(1580 Dez. 6) もの、《トライの妻アンナ、  
ニコルンベルクの織物縫い工の妻》がわが子の二歳の男児を泉に投げ込み溺死させたもの(1584 Nov. 17) で確かに  
子殺しはあるが、嬰児殺しではなかつた。そこで、いまさしあたつて以上三点五人を除外すると、フランス親方の  
日記において嬰児殺しのとがによつて死刑の執行をうけた女として具体的に名の記述されているのは、在職四十四年  
間で十五名であつたことになる。

ボーデの一覧表で《1578. 6. März. Apollonia Näglin.》にあるフランス親方最初期の仕事をその日記であたる。」  
う書かれている。《ナーベルの娘アポローニア、レーアベルク出身、嬰児殺し (*ein Kind's Mordetin*)。自宅の農家でひ  
そかに産んだ赤児を同所で殺した。」刑は溺死刑であつた。親方は翌年にも子殺し女(《1579. Margaretha Wallenhelde-  
rin.》)を溺死刑に処した。《ヴァレンフェルゼルの娘マルガレータ、ヘネンフェルト出身、嬰児殺し。自宅の農家で  
ひそかに *heimbliehen* 産んだ赤児の頭を押しつぶして殺した後、埋めて隠した》(1579 Juli 13)。ちなみに溺死刑は以  
上の二例にとどまり、フランスが死刑に処した嬰児殺しの他の事例はすべて斬首であつた。

三十八 《ひそかに》子を産まざるをえなかつた娘たちの境遇、経歴とはいつたいたいどのようだつたのだろうか。別  
の嬰児殺し事件で、日記はいう。《コルの妹〔ヴァエロニカ、クローナハ出身、百姓の女 *ein Bauernmagd*〕はある百姓の下  
男との間に不義の子を産んだ。彼女はその赤児を兄のハンス・コル方の養魚池の家で産んだ。それは女の子であつた  
が、大きな声でいわわか泣いた。彼女はそれを台所にいた兄嫁に聞かれてはと思い、赤児の口内に二本の指をさし込  
んで「口をやせらるだ」斬首刑となつた(1597 Mähr. 15)。」うした娘たちの相手はだれだつたのだろうか。たとえば、

日記のつるのよるな記事から一端が推しはかられよう。《セーバルト・カイザー、ニュルンベルク市民で縁飾り作り職人 *Bortenwirker*。彼は妻がありながら、女中 *Maidlein* で世廻ををしている十四歳ほどの少女を犯した》(1582 Apr. 10)。《フィッシャーの娘マグダレーナ、クリムバハ出身、黒髪のマルタの娘。彼女はひとり者の女中 *Dienstmaid* であつたが、五年前一傭兵 *ein Lantzhundt* によつて処女を失つた。その後十字小路の指輪作り職人フュールヘラー方に奉公したが、同家の父親が息子との間に一子を産んだ》(1610 Nov. 6)。

フランツの手によつて刑死した十五名の境遇、経歴に関して分類をいゝやみてみると、四つに分けられる。(イ) たんに名のみしかわからない女(娘)六名、(ロ) 《硝子職人の娘 *Glassers Tochter*》一名(1614 Febr. 8)、(ハ) 《女中 *Dienstmaid* と呼ばれた者》一名(1606 Jun. 26; 1610 Nov. 6)、《宿屋の主人のもとに奉公している *bey dem Wirt alda redienet* 者》(1607 Aug. 4)、《七十歳になる彼女の(主人の)百姓との間) *mit ihrem Baun welcher 70 Jahr alt* 子供を産むた女(《ein Baum Maid》)(1590 Mai 5)、《彼女の(主人の)百姓家で *in ihres Bauern Hauss*》子を産んだ女(《ein Bauers Magd》)(1582 Aug. 14) の計六名。そして残りは(ニ) 《*ein Baum Maid*》とだけ記されて他の事情がわからぬ女二名(1590 Juli 7; 1606 Mai 17)で、この中には「百姓家の女中」もこよつし、たんに「百姓家の小娘」もいふ。いずれにしても、全体としてみると、なんらかのかたちで女中や下女として働いていた女がもつとも多かつた。いふば、ほぼ間違はない。

三十九 もいひ、傍証としてつぎのことを加えておこう。フランツは一五七八年から一六一五年までについて身体刑の執行に関しても日記を遺した。そこには嬰児殺しのとがで鞭打ちに処せられた事例が四件見いだされる。未遂その他恩赦などの理由で生命刑でなく身体刑で済んだ女の事件である。ここに述べられている女たちの境遇・経歴は、二人が《百姓家の女中 *Bauernmaid*》であり、もう一人は《ホフマンの娘ドロテア、ピュルク出身》でヘルメルス

ホーフで彼女の（主人の）百姓のもとで *bey ihrem Bauern* 子を池に投げ込んだ。しかし、拷問の結果死産だったと、白状した（1592 Jul. 6）<sup>o</sup> 最後のひとり（リスリングの娘アンナ……はゴステンホーフの羊飼いのもとで *bey den Hirten* 夜ひそかに子供を産んだ（1600 Mai 20）<sup>p</sup>）このアンナも羊飼いのところで奉公していたという可能性はまったくなしとはいえない。フランクフルトのスザンナが旅館の女中であつたように、嬰児殺しで断罪された女は、非行の起きたとき女中とか下働きとかの仕事に就いていた例が比較的多かつた。

しかも、相手の男も——日記に、これがとくに挙げられている例は少ないが、記されているかぎりでは——《傭兵》（1610 Nov. 6）<sup>q</sup>、《百姓の下男 *Bauernknecht*》（1597 März 15）<sup>r</sup>、《車夫馬丁 *Fahrknecht*》（1607 Aug. 4）<sup>s</sup>、《靴屋の徒弟 *Schuhknecht*》（1616 März 7）<sup>t</sup>、《釘作り職人 *Naglers gesellin*》（1606 Jun. 26）<sup>u</sup>、《金細工職人 *Gesmeidlers gesellin*》（1614 Febr. 8）<sup>v</sup>、《銅細工師 *Kupferschmid*》（1580 Jan. 26）などがおり、もちろん、すべてが低い身分の、放浪の、貧しい、下働きの男というわけではない。しかし、多かれ少なかれそうした境遇、経歷にあつた男が少なからず女の相方となつていたのは否定できない。フランクフルトのスザンナ＝ブラントの相手も、彼女の証言によれば（旅館に泊まつていたオランダ人商人の下男）であった。「ファウスト第一部」（一八〇八）の、子を水に沈めたグレートヘンや、「けなげなカスペルと美しいアンネルの物語」（一八一六）の、子を絞め殺したアンネル<sup>(8)</sup>、の誘惑者とは大いに異なるところだ。

四十 嬰児殺しに走らざるをえなかつた事情についてはつきりしたことは詳らかでない。ただ、その一斑の事情めいたものが、一六〇七年八月四日斬首に処せられた、農民の娘マルガレータについて、日記に珍しくこう記されており、目を惹く。マルガレータは宿屋で女中奉公していたとき（名も知らぬ車夫馬丁）とのあいだに淫行によつて子供を身籠もつた。そのあと、ある農家に雇われた。しかし「腹が大きくなつたので働くことを拒否され *für den Groschen Lohn gehangen* た。」やがて《牧草地の干し草の上で陣痛が起つ》りたいへん苦しがつた。主人家の農婦が《産婆

*Anne* を連れてきてやろうと問うたところ、彼女はこう答えた。〈赤兎を取上げてもらつたら私の頭痛の種になる<sup>(81)</sup> *ihel ihr der Kopf* *und die* だろう。〉結局彼女は助産婦なしに子を生み、そのあとペグニッツ河に投げ込み溺死させた。奉仕先の宿屋に入りをしていた男と関係し妊娠した娘が、これが知れて奉公先を追われる虞れをつよく抱いていた様子が、この記事から窺えるのではないだろうか。マルガレータが腹部が目立つ前に農家へと奉公先を替えた理由はわからぬが、しかし、少なくとも一つには、妊娠を知られ評判になることで、今後どこからも奉公を断わられる虞れがあつたというようにみることはできないであろうか。フランクフルトのスザンナのために弁護にあたつた法学博士マルクス・クリストフ・ヤーフが市参事会にあてたその堂々たる〈弁明書〉（一七七一年十一月二十三日）の中で〈被告人がおかれていたかかる不幸な状況〉について、こう述べるのが印象的である。〈雇い主に放り出される、ごく僅かの粗末な衣服を除けば全財産が三十九クロイツァーという極度の貧困、妊娠させられた「相手の」男が何者であるかも分からず、子供の養育費をもらおうとしても訪ねて行くこともできなければ、自ら子供を養うこともできない、世間の辱めと度みとに身をさらすことになる<sup>(82)</sup>。〉と。ただ、ここで挙げられた〈不幸な状況〉のうち、一七七一年八月一日の事件のとき二十四歳であつたスザンナ自身が自供で証言していたのは、最後の点、つまり〈恥ずかしい子供を産んだこと、世間の人たちから辱められたり咎められたりするのが嫌だった〉ということだった。その背後にあつた目を覆うばかりの貧困。まさに「啓蒙きたれり、されど貧困とどまれり」の感がする。<sup>(83)</sup>スザンナが挙げた右の理由は、嬰兒殺しの、われわれにとって理解のできる動機らしい動機だ。他方で、既述のように、彼女は——この種の觀念は、當時も依然有力に働いていたのであるか——〈サタンにたぶらかされて、ひどいこと〉をしたと繰り返し陳述する。二つの発言は、奇妙にも、一人の人間のなかで併存している。

四十一 一五五一年（月日不詳）參事会作成の犯罪調書（二 355）には、異常な性関係、反自然的な性行為と称され

説るものの一、十六世紀ボルドーにおいてはもつとも「恐ろしい犯罪」とみなされていた獸姦の例が見いだされる。それによれば、マルツォルフ＝ブルンシュタインは三年ほど前に一頭のウマ——彼の繼父、故ハンス・リヴィツカンの持ち馬——と関係をもつて *mit einem Ross zu schaffen gehabt* キリスト教徒の身を捨て去り *aus der christenheit* で『妻として迎えた』さらに一頭の雌ウマ *mit zweyem maren* とも同じ関係にあつた。ハンスは当初否認した *by seiner negicht* が拷問にかけられたうえ、三度日に詳細を自供した。この（身の毛もよだつ、非人間的で恐ろしい犯行、理性にも、すべての自然の法、神の法、皇帝法に反する）行為におよんだブルンシュタインは、本来ならば、生き身のまま灰となるまで *zu eschen* 焼かれるところであつた。だが、彼自身の請願によつて *uff sein bill* 大いなる慈悲から *lass grüner Rumherrigkeit* 参事会は恩赦を発した。そこで刑吏は、彼を斬首に処したうえ、彼の胴体と首とを、彼が自然に反して妻に要つた *wider die natur gewichen* 雌ウマのうち、なおも生存する一頭とともに、刑場においてあとかたのなくなるまで焼いた。（分別のある人には恐怖におののかされるのがあたりまえ）の非行の跡を、この世から抹消するためである。

四十二 中世も末期になつて急増するといわれる同種の裁判例の一部を、池上俊一は、一四五一年から一七五〇年のフランスについて十四件、一六八一年から八七年のドイツについて三件、一六〇四年のイタリアについては一件紹介している。右の文書と同じ時期一五五五年の十二月にはサンスでロバ引きが獸姦の罪で、雌ラバが火刑に処せられたのち吊るし首になつた。<sup>(85)</sup> フックスも「獸姦の大衆化」といつた表現をしている。<sup>(86)</sup> フランツの日記には、四十四年あまりにおよんだ彼の刑吏生活でただ一件獸姦の事例が報告されている。（四頭の牝牛、二頭の子牛、羊を相手にいかがわしい行為をした *in zucht trieben* か、かかわりをもつた *zuschaffen gehabt*）ゲオルク・クリュエル・ブフ（ホーベン・シュタイン郊外エルム出身）は（獸姦者 *ein Viehe Kötzer* の廉で打ち首の上、牝牛とともに火刑）に処せられた（1581 Aug.

(10)。フライブルクでは、一六〇〇年五月十三日、参事会二十四人衆による、クリスティアヌ・ツィッペルにたいする火刑判決にその一例がある。この判決も、獸姦者と雌ウマとは——雌ウマは強打されたうえで——焼かれ、残骸はそのまま刑場に埋められるべし、というものであった。これを伝える『自白調書 一五五〇——一六二八年』や『参事會議事録』によると、三人の枢密參事會員が恩赦を願い出て、生きながらの火刑を、斬首のうえで死体を火刑にかけた。その理由は、ツィッペルが十年の永きにわたつて『前記のおそるべき惡徳』にふけつていたという、その罪状の重さにあつた。<sup>(11)</sup> ブラウンシュヴァイク・ヴォルフエンビュッテルからは一五八九年ハインリヒ・フリックなる獸姦者が斬首の後、首は串刺しにされ、身は焼かれた例が知られる。<sup>(12)</sup>

四十三 反自然的な性行為のもう一つ、鶏姦事件は、ゲンゲンバッハ二十五点の文書にはない。ただ、コーラーの報告するところでは、オッフェンブルクの近郊シュットガルトにおいて、一七六五年四月二十九日、その十二人裁判所(Zwölfergericht)——郡長、裁判杖をもつ者、參審員(十二人)からなる——は下男二人に、鶏姦のゆえに、斬首による処刑——火刑がこれに緩和されたのである——の判決を下した。はじめ、裁判杖を持つ者(裁判長)と參審員二名の面前で郡長が被告に訊問をくわえ、この訊問調書に基づいて右のように十二人裁判所が判決を宣告したのである。この後、判決文が郡長から被告に朗読され、ついで裁判杖をもつ者が裁判杖を折り、斬首刀を帯びた。これによつて彼が刑吏の役を果たした。下男両人の死体は墓地の外に埋められた。<sup>(13)</sup> ブラウンシュヴァイク・ヴォルフエン・ピュッテル大公領一五六九——一六三三年にかけて、十四件のソドミー事件のうち十件が死刑、その他が四件で、他の性的非行の場合には多くを占めた、罰金とか追放とかは皆無であった。

四十四 女性同性愛が証言記録に見いだされる例に、ジュディス・ブラウンの研究<sup>(14)</sup>が報告するベネデッタ・カルリー

二の事件がある。ヴェッラーノの比較的豊かな農場主ジュリアーノ——ブラウンは、彼のことを「公証人か、医者か、小商人だったのかもしれない」という——の娘で、一五九九年フィレンツエ領ペシアのアティノ会に入会した——論のち一六二〇年三十歳でその大修道院長に選出される——ベネデッタは、一六一三年以来幻視を見るようになり、あまつさえ聖痕をうけた。彼女は一六一九年五月ペシア聖堂参事会長ステファノ・チエッキから取り調べをうけたが、偽の幻視者であるとはみなされなかつた。しかしことはこれでおわらなかつた。一六二二年八月から翌年三月にかけて、フィレンツエ在住の、ペシア聖堂参事会区に裁判権をもつ教皇大使は、ベネデッタの幻視、恍惚、奇跡が彼女に取り憑いている悪魔に由来するものかどうかを見きわめるため審問官を派遣し審問をおこなわせた。この審問において、かつてベネデッタの幻視状態を見張るために同室を命じられたことのあるバルトロメア・クリヴィエッリが聴取され、この若い修道女の口から、ベネデッタがバルトロメアを引き込んでおこなつたとされる同性愛の行為が暴露された。だが、證言によれば二年間以上におよぶこのような関係を、ベネデッタは徹底して否認した。審問官もこの関係を認めたがらず寛大に対処しようとしたらしく、一六二三年十一月五日づけ「最終報告書」には、こう書かれていた。

「ベネデッタにみられた幻視その他の超自然的なできことは、彼女の承認ないしは意思なしに」起きたものであり、彼女が正気を失っているときは、悪魔の仕業で生じたことだ、と。つまり、魔女——後述——とはちがつて、當時「悪魔憑きには自発性がないと思われていた」のである。報告書以後の彼女の消息はわからない。ただ、ある修道女の日記の一六六一年八月七日の条に「三十五年間「修道院の」獄中に過ごして、悔い改めのうちに死んだ」とあつた。これが判決の結果なのか、またどうとして彼女はいかなる罪にあつたのかは、教皇大使の判決文が伝わっていないため、わからない。

四十五 ブラウンによれば、レズビアン・セクシュアリティーは中世、近世ヨーロッパでスペイン、フランス、ド

イツ、スイス、オランダにそれぞれ一件ないし数件しか見いだされず、イタリアにはこれまでのところ一件もない。フランスについてはモンテーニュ旅日記のはじめのほうに記された、一五八〇年九月十日の数日前マルヌ湖畔ヴィトル・ル・フランソワ郊外で執行されたある娘の吊るし首刑の例がある。男装し男性としての生きかたを望み機織りをして暮らしていたある娘は〈ある女性とねんごろになり結婚して四、五ヶ月同棲、噂によれば女も満足していた〉ということである。その娘の罪は〈不法な手段によって自分の性に無いものを補つた〉ことについた。ブラウンによれば、これは「普通のソドミよりも危険な犯罪であった」<sup>(93)</sup> というのは、男装は「彼女らを社会秩序のなかの女性の領分に結びつけてきた束縛を断ち切ろうとしていた」<sup>(94)</sup> から。女性のホモセクシュアリティーの存在が、男性のそれとは違ひ一般に見のがされていた理由を、ブラウン女史は、女性どうしのソドミイをめぐる中世、近世初期の教説、立法の流れを示すなかで、当時の「男根中心的」な考え方に対するこう説明する。「生殖の過程において男性の精子が他の何よりも重視されていた社会においては、男性の精子の浪費のほうが、女性の種子や生殖器の誤用よりも、神法と自然法に対するより悪質な違犯と見なされた」と。

男装同性愛者の処罰は要するに「現存する社会機構を保持する」ためだつた。フェーブルは十六世紀という「時代のなかの人間」を魅力的な語り口でいう。「あまりに僅かの子供、つまりせいぜい五・六人しか子を生まずに彼女〔妻〕が死のうものなら、夫は時を移さず、あつという間に再婚する」<sup>(95)</sup> というのも、当時のあつけにとられるほどの子供の死亡率の高さからいって、せめて一ダース程度の子供は必要だつたからだ。

四十六 ゲンゲンバツハの復讐断念誓約証書には、嬰児殺しのように女性の事件といつてよい魔女の事件が三件報告されている。一五九九年六月二十一日づけ（一 80-82）、一六〇四年三月九日づけ（一 86-87）、一六一七年十一月二十七日づけ（一 90-91）の各証書である。この一五九九年から一六一七年にかけて時代は、じつは、一五九七年市参

事会員ゲオルクリラウバッハの妻が、その、火刑による最初の犠牲者となつて以後、一六二八、二九年だけでも七十九人が参事会内一部の「暴力為政者」の餌食にされ、ようやく三一年に完全に中止されたという、隣の都市オツフェンブルクにおける、有名な魔女裁判時代のなかに、すつぱりとはまつている時代であつた。シュパイヤーの帝室裁判所をも巻き込み、二十二名からなる参事会の政権下にあつた小都市オツフェンブルクの魔女事件の発端は、魔女迫害指導者であつた参事会員ルブレヒト・ジルベルラートとその仲間の四人の参事会員が同僚のラウバッハを憎んでいたという、参事会内部の個人的、あるいは権力上の確執にあつたようだ。この、三十年以上にもわたる殺人劇のなかで「殺人者たちのだれかがその責任をとらされたということは、なにも伝わっていない」。その後「彼らはなにごともおこらなかつたかのことく、おとなしい市民として穏やかに人目も引かずに暮らしていた」という。ゲンゲンバッハの魔女事件がオツフェンブルクにおけるそれになんらか連動していたのかとか、またゲンゲンバッハにおけるその規模とかについてはわたしにはわからない。ともあれ、以下で、ゲンゲンバッハにおける三件の——そして他の都市とかでも起こつていたであろうような種類の——事件をみておきたい。そのうち、二件は未亡人が罪に問われていた。

四十七 一五九九年、オールスバッハ村——ゲンゲンバッハ市裁判権に服した市周域四村の一つ——のクリストマヌリュックラーの妻クニグンダは、(魔術を使い、魔女を働いたために *wieb Zauberey und Hexenwerkis willen* 嫌疑をこうむり、公然たる風評 *gemein gesetzten* をたてられて)捕らえられ、牢に入れられた。拷問によつて非行を自供させられるべきところを、妊娠して *eschwanger wuns leib* いたので、分娩後に求められたならば再度出頭する条件で、帰宅を許された。そのさいに、牢獄に収容されたことや、その後に起きた手続きについて市参事会員をはじめ、市民のだれにたいしても復讐をおこなわないし、また彼女の夫によつても子供たちによつても、また友人親族によつても)復讐をおこなわせないと、右手を左胸に置いて宣誓した。また、分娩に到るまでは家の中に引きこもり静

穏に過ぎずことも約束した。違反するときはふたたび捕らえられカロリナにしたがい肉刑に処せられることを承知させられた。以上については、クニグンダの需めに応じて、ゲンゲンバッハの教会の秘書 *Secretarium* ヨハン・イーゼンリンク師が印章を捺して彼女の誓約を保証した。次のウルスラ・マイヤーの魔女事件でも、これと同様、ウルスラの兄弟が姉妹のために名譽ある市民ミヘル・ショイラーに印章を請願しており、ミヘルは文書末尾にこれを捺した。とりわけクニグンダは、みずから聖職者に印章を嘆願し承諾をえるほどの、有夫のれつきとした主婦であったのに、噂によつて魔女の容疑をかけられた。噂は誹謗事件をもたらし、これが当局の糾問を導く契機になる。<sup>(97)</sup>

四十八 一六〇四年の、寡婦ウルスラ・マイヤー——ゲンゲンバッハの市民、故ヤーコブ・マイヤーの妻、現在はオールスバッハ村に在住——の魔女被告事件について記すものは、裁判手続きの面で興味あるものが多く含んでいるため、便宜上、後述第五節（七十四）に回したい。したがつて最後に一六一七年、ゲンゲンバッハ市民、マティアス・リエンハルトの未亡人クリスティーナの事件である。クリスティーナはかつて魔術を使使した疑いのゆえに *egen verantwortlicher Zuhörer* 司直によつて捕らえられ、拷問に付せられ *ahn die folterung geschlagen* て、その結果有罪となり追放に処せられ、都市を離れると誓約した。舞い戻ってきたため、ふたたび捕らえられた。カロリナにしたがい、偽誓 *Miswied* をおこなつた右手の切断の刑を受けるべきことになつたが、慈愛と恩赦 *herzlichkeit und gnad* によつてさしあたつては牢獄に入れられるだけ *allein mit dem Thurm abgesessen* で済んだ。だが終局的には、罪人として刑吏に引き渡されゲンゲンバッハの教区を離れシュヴァルツヴァルトの彼方へと追い払われる」と決まつた。一度ともどらないとの宣誓を七名の証人の立ち会いでおこなつた。都市に舞い戻るときは、もはやこれ以上の恩赦は受けられなく *ohne einzige weile gnad* 二重の偽誓のとがで刑事裁判令にこのうえなく厳格に基づき *auf's schärfest* 偽誓をおこなつた右手と、この手を置いた左胸とを切り取られ抉りとられるか、さもなくば首を刎ねられるかのいずれかの

刑に処せられるべきであった。」の「ことについては、いかなる逃げ口上も、弁解も恩恵もきかず *wieder alk ausricht*, *endischtuldnung und gnad*」れらをいつさい放棄しなければならない。

四十九 クリストイーナの事件からわかるように、追放に処されたが帰郷しこれによつて偽誓を犯したとしても警告とおりに直ちにカロリナにしたがい肉刑を科せられるというわけでは必ずしもなかつた。刑吏フランツの日記一五八四年七月二十三日の条には、一五八一年ニュルンベルクで鞭打ちの刑に科せられたりーンハルト・ヘルデル——ニユルンベルク出身で〈七年間ガレー船送りになつた射手〉——は（十一度も偽誓）したとある。これが本当ならば極端な例であろうが、いずれにせよ、なんらかの罪で鞭打ちの刑に処せられ、都市から追放されたりーンハルトが帰郷することで偽誓を犯し、また追放されふたび帰郷し偽誓をするといつた、都市当局とのいわばいたちのこの状況にあつたことを暗示する。これにまた、肉刑が実際にはしばしば緩和される場合があつたことをも示している。

## 注

- (35) G. Radbruch, Die Kriminalität der Goethe-Zeit, in : Schweizerische Z. f. Strafrecht, 63, 1948, 428 ff. 日本語文献として、種村季弘「山師カリオストロの大冒険」（一九八五・中公文庫）、同「謎のカスペール・ハウザー」（一九九一・河出書房新社）、ヴァルター・ベンヤミン（小寺昭次郎他訳）「子どものための文化史」（一九八九・晶文社）など。
- (36) 志垣嘉夫「アンシャン・レジームの犯罪社会学的研究——最近の諸研究について——」『史料』百十三（一九七六）一九一頁（注7）、木村尚三郎・志垣嘉夫編〔前注1〕八十二頁。
- (37) K. Beyert, Von der Gnade im Deutschen Recht, 1910, 17 (ein Richten nach Gnade).
- (38) 「の『雪葉』によつては、ル・ロト＝ラ・ヨリ前掲書〔前注23〕一六一頁の次の指摘を参照。『恐らく家を基

醜いとした家族構造が復讐を勇氣つけたに違いないがそれも実際の理由どころか葉の上の象徴である場合が多かつた。」

- (33) F. Graus [Fn. 10] 421 (Ann. 168), 423 (Verbanung).
- (34) H. Knapp, *Das alte Nürnberger Kriminalrecht*, Berlin 1896, 83.
- (35) ベッカム「前掲書」[前注20] 118頁<sup>o</sup>。
- (36) 中川信訳「ウォルテール カラス事件」(一九七八・富山房百科文庫)五十六頁<sup>o</sup>。
- (37) G. Schindler, *Verbrechen und Strafen im Recht der Stadt Freiburg im Breisgau von der Einführung des neuen Stadtrechts bis zum Übergang an Baden (1520-1806)*, Freiburg i. Br., 1937, 271 (Ann. 1), 270 (269 Ann. 2), 271 (Ann. 2).
- (38) G. Schornhahn [22] 107 mit Ann. 68.
- (39) 誰しらず、やしあたつて、Z. マクハム (永田雄三編訳)「世界の教科書=歴史トルコ 2」(一九八五・ほるば出版)1-10頁以降、梅田良忠編「東欧史 (世界各国史 11)」(一九六九・山川出版社)一一九頁以下、ペーネー・エル・ヴィン編(田代文雄・鹿島正裕訳)「ハンガリー史 (増補版)」—(一九九〇・恒文社)一八五頁以下などを参照。
- (40) 誰しらず、やしあたつて、今来蔵郎編「中欧史 (新版) (世界各国史 7)」(一九七一・山川出版社)一七五頁以下、栗原福也「オーデルラント連邦共和国」「琉波講座 世界歴史」十五 近代II (一九七五)八十九頁以下、ホイシンガ前掲書〔前注23〕二十一頁、岡部玄治ほか訳「ソビエト科学アカデミー版 世界史 中世大」(一九六四・東京図書)三七九頁以下、ディキンズ(橋本入男訳)「ヨーロッパ近世史」(一九七九・芸立出版)一四七頁以下などを参照。
- (41) イルバーグラーほか前掲書〔前注33〕111-11頁。
- (42) Rusche/Kirchheimer [Fn. 7] 54 (Ann. 3).
- (43) ブラハム(尾崎盛堅訳「医米船」下(一九六八・現代思潮社))一七〇頁<sup>o</sup>。
- (44) ハインリヒ・ブレティヒヤ(関楠生訳)「中世への旅 戦民戦争と傭兵」(一九八三・白水社)一十一-一十一頁。

- (51) ブルヘイヒヤ前掲書〔前注5〕十四頁参照。
- (52) 刑吏トマハシ＝ヒューマンの日記には、一種の刊本がある。Das Tagebuch des Meister Franz, Scharfrichter zu Nürnberg (Nachdruck der Buchausgabe von 1801). Kommentar von Jürgen Carl Jakobs und Heinz Rilleke, Harenberg Kommunikation, Dortmund 1980. Keller, Albrecht (Hg.), Meister Franz von Schmidts Nachrichten im Nürnberg all sein Richtn, 1913 (Ndr. Neustadt a. d. Aisch 1979). 本稿は、前者の訳本である藤代幸一訳「ある首斬り役人の日記」（一九八七・白水社）を利用した。引用にあたっては、後者にしたがつて参考までに原語を入れ込み、「いぐ僅かに手をこねる」とある。
- (53) H. Knapp [Fn. 46] 84 mit Ann. 3.
- (54) ルイス・カルレン（瑞典）「巡視と法」「熊本法学」八十一号（一九九四）一五一頁上段以下参照。
- (55) ハレス・ハロッカー（瑞典）「商語としての人間——價格革命と強國政治とにたゞする反応としての南ドイツにおけるガレー船賄役刑（十六世紀—十八世紀）——」「熊本法学」八十号（一九九四）一四七頁以下参照。Rusche / Kirchheimer [Fn. 7] 53-58; Schubert [Fn. 14] 292 (Ann. 48) なお、志垣嘉夫は「中世的刑罰から近世的刑罰く」の命題の「むね」は、フランソワ一世の治世（一五二一四七）末期十年間に「中世的刑罰にかわつて近代的刑罰の体系化が始まりた」と指摘する。そして「の変遷の契機に賄役刑の登場、ないし一般化に相当重きを置くもの」ようである。前掲論文〔注36〕一八九一九〇頁、木村尚三郎・志垣嘉夫編前掲書〔前注1〕八十四一五頁。ただ、「近世的刑罰」・「近代的刑罰」の意味が必ずしもよく分からぬ。かりに、それが、「ルネサンス、ユマニズムの「六世紀」犯罪弾圧の変化は確實である」と述べられてゐるといふにあるとすると、賄役刑は周知のようになんらユマニズム的意味は有してはいなかつた。
- (56) 千葉治男前掲書〔前注1〕一一三一一四、一一四、一一五頁参照。
- (57) フックス（安田徳太郎訳）「元朝 風俗の歴史」11 ルネサンスの恋愛と結婚（一九七一・角川文庫）一六四頁。
- (58) Vgl. Andrea Boockmann, Urfehde und EwigkeitsGefangenschaft im mittelalterlichen Göttingen, Göttingen 1980.

(55) Baker [Fn. 21] 204 Ann. 61 では、十七世紀中葉、同棲による妊娠や、姦通事件について、むいせん、罰金に処せらるている例があげられている。

(56) バーヘ&ボニー・アーロー（香川檀ほか訳）『亮春の社会史』（一九九一・筑摩書房）二四八一九頁。

(57) イルシーグラーほか前掲書〔前注33〕二二八頁。

(58) K. Baker [Fn. 21] 201.

(59) 〔宮宏之「全体を見る眼と歴史家たち」（一九九一・木鐸社）〕二三三頁以下。なお、イヴァンヌ・クリューノール／カト・コース・フーケ（中嶋公子・宮本由美ほか訳）『母親の社会史 中世から現代まで』（一九九四・筑摩書房）一七五頁は、十八世紀フランスについて、「子捨ての流行にともない、子殺しが減少している」と書く。これは「子どもの生存への配慮が増した結果」とみてよい。

(60) ルイス・フロイス（岡田章雄訳注）『ヨーロッパ文化と日本の文化』（一九九一・岩波文庫）五十一頁。

(61) 堀米庸三「中世の森の中で」（一九七五・河出書房新社）一八〇、一八二頁は、「間引き」にあたる話も、それを伝える史料もヨーロッパ史には見当たらない。その一方、とくに中世初期に、人口調節のため嬰兒を殺す風習はほぼ確実に存在した、という。ただし、中世時代において、嬰兒殺しが罪としてどれだけ意識されていたか、どれだけ衝撃的な事件であつたかは、疑わしい、とも述べてある。近世と比べてみると、考えさせられる発言だ。

(62) J. Kohler, Bemerkungen über die Darstellung des Nürnberger Kindesmordstrafrechts, in : Archiv f. Strafrecht u. Strafprozeß, 61, 1914, 482. なお、ショルジュ・サンク（篠田知和基訳）『フランス田園区説集』（一九八八・岩波文庫）二二十四頁以下参照。

(63) フーケイ・前掲書〔前注25〕一六〇頁以下。またG・チャーチィル・グロー監修（杉村和子・志賀亮一訳訳）『女の歴史 II 中世2』（一九九四・藤原書店）四七七頁（宗教改革と「新しい道德」）。

- (68) クリューネル前掲書〔前注63〕一六四頁。
- (69) 河野眞「嬰児殺害とその周辺——近代以前のドイツ刑法と文学——」『愛知大学文学論叢』六十七（一九八一）二十四頁以下。
- (70) 千葉健爾・大津忠男「間引きと水子——子育てのフォーカロア——」（一九八七・農山漁村文化協会）三十一頁。
- (71) S. ハルクナー編著（佐藤正樹訳）「もろ子殺しの女の記録」（一九九一・人文書院）一一六頁。なお、この事件については、他に、小倉欣一・大澤武雄『都市フランクフルトの歴史』（一九九四・中公新書）一一一頁。
- (72) J. B. Bury, *A History of Freedom of Thought*, 2. ed., Oxford University Press / Maruzen Company Limited 1957, 38. 同用ば リュアリ（森島恒雄訳）『思想の自由の歴史』（一九五一・岩波新書）四十五頁による。
- (73) 堀米前掲書〔前注65〕一八一頁。
- (74) ヒルクナー〔編前掲書〔前注1〕〕一八八頁。Kohler [Fn. 66] 483 f. ハヤハルイ・ツカハシハルノ（飯原健蔵）『性と歴史』（一九八七・新評論）二〇四頁以下も参照。
- (75) クリューネル前掲書〔前注63〕一六八頁。
- (76) 志垣前掲論文〔前注26〕二五五頁。
- (77) ヒルクナー〔編前掲書〔前注1〕〕八十一、九十、九十一、九十五、一〇一、一〇四、一〇九頁。
- (78) Bode, Die Kindesföhlung und ihre Bestrafung im Nürnberg des Mittelalters, in: Archiv f. Strafrecht u. Strafprozeß, 61, 1914, 431-2. なお、阿部謹也「世界子どもの歴史」III「中世」（一九八四・第一法規）一九八頁（「一五一一」年から一七七七年あたりのニュルンベルクの裁判記録では、子殺しをした八七人の女性のうち四人以外は未婚の母であった）参照。
- (79) ヒルクナー〔編前掲書〔前注1〕〕三〇一頁以下。
- (80) クレーメンス・ブレンターノ作「カスペルとアンネルの物語」（波谷寿一訳『ドイツの文学 第十一卷』〔一九七〇〕

・三修社)。『リリード・グロシンガー伯爵が遺言書に「まくは魔術めいた効能のある薬を用いて、かの女の魂を捉えた」と書いているところは、フランクフルトのスザンナの供述——(どうも葡萄酒の中に何か入れられたに違いない)——にいふこと、誘惑の方法が奇しくも一致してゐる。

(81) ヒルクナー編前掲書〔前注7〕 111九頁。

(82) B. Bewys, Familienleben in Deutschland, Reinbeck bei Hamburg 1984, 300.

(83) スザンナ事件の起る七年前「犯罪と刑罰」初版を公刊したチャーザレーベックカリーアは、証明が困難な犯罪として姦通、男色と並べてあげた嬰兒殺しを、一つの、回避不可能な矛盾の結果だ、と説明した。一方に母親の恥辱があり、もう一方に、死ぬという自覚のない嬰兒の死があるとき、母親はどうして後者を選ばないわけがあろうか、と。風早八十二ほか訳(一九六三・岩波文庫)一六九頁。Über Verbrechen und Strafen von Cesare Beccaria nach der Ausgabe von 1766 übersetzt u. herausgegeben v. W. Alff, Frankfurt (M) 1988, 144.

(84) 備兵隊長ゲツツ・オハーベルリッヒンゲンを主人公にした、サルトルの劇作「生島遠」訳「悪魔と神」(一九七〇・人文書院)二十九頁上段、ゲツツがウォルムスの僧侶ハインリッヒに吐いた言葉を参照。「あいつら [ウォルムスの町の奴] が【今夜坊主たちを殺して】地獄おちの罪を犯すために地上の生命をたすけてやれとお前さんに入れちえしたのは、そいつは「悪魔」だぞ。」

(85) 宗教改革時代のスイス人トマス・ラッターが五年間放浪し郷里に舞い戻ったとき、母が「悪魔がお前をまた連れ戻したのかね」といったのにたいしてトマスはこう答えた。「ちがうよ母さん、悪魔が連れてきたんではないよ。自分の足で歩いてきたんだよ。長く迷惑をかけるつもりはないからね」と(岡部謹也訳「放浪学生ラッターの手記」「一九八七・平凡社」四十三頁)。

(86) 池上俊一「動物裁判—西洋中世・正義のコスモス」(一九九一・講談社現代新書)六四頁以下

(87) フックス前掲書〔前注5〕四八一頁。なお、同五四一頁の一五四六、一五五六年などの事例も参照。

- (88) Schindler [Fn. 43] 281-2 (Ann. 3).
- (89) Schornmann [Fn. 22] 107 (Ann. 69).
- (90) J. Kohler, Über die Anwendung der Carolina [Fn. 18] 307 (Ann. 9). また、フックス前掲書 [前注<sup>5</sup>] 五四二頁。
- (91) J. C. プラウン (永井三明・松本典昭・松本香訳) 「ルネサンス修道女物語」(一九八八・ニネルヴァ書房)。
- (92) 関根秀雄／斎藤広信訳「ヤンテーリュ旅日記」(一九九一・白水社) 七頁。堀田善衛「マシエル城館の人 精神の祝祭」(一九九四・集英社) 一一頁も参照。
- (93) プラウノ前掲書 [前注91] 一七〇頁。
- (94) プラウノ前掲書 [前注91] 六、十五頁。
- (95) フューケン、フランス・ルネサンスの文明、前掲書 [前注<sup>5</sup>] 三十一頁。
- (96) バッショビツ前掲書 [前注20] 二九四頁。
- (97) Vgl. K. Bader [Fn. 21] 201 (Ann. 39).

## 四 盗み、騒動、偽誓、火つけ、誹謗ほか

五十 ゲンゲンバッハの復讐断念誓約文書、犯罪調書でとりあげられていた犯罪で、淫行・姦通などの性的非行とならんで、最も数が多かつた事件は、盗みである。参考までに、一五六一年のジュネーヴの犯罪件数一九七のうち風俗の壊乱（姦通、強姦など）四十、窃盜三十九で、これら両者で全体の四割を越えていた。<sup>(98)</sup>もちろん、ゲンゲンバッ